

資料編



1 平成17年4月1日以降の主な出来事

(平成17年度)

年 月 日	出 来 事	内 容
平成17.4.1	出入国情報分析官の新設	出入国の管理に関する情報の収集、整理及び分析の体制強化のため、法務省入国管理局登録指導官を廃止し、同局総務課に出入国情報分析官を新設した。
	名古屋入国管理局永住審査部門、同局調査第二部門の新設	名古屋入国管理局就労・永住審査部門を廃止し、就労審査部門及び永住審査部門を新設した。また、同局調査部門を廃止し、調査第一部門（摘発方面隊）及び調査第二部門を新設した。
	直江津港出張所の廃止	東京入国管理局直江津港出張所を廃止した。
17.4.1 ～6.30	タイヘリエゾン・オフィサー（連絡渉外官）を派遣	タイのドンムアン空港において、渡航文書の鑑識及び航空会社職員等への助言等を行った。
17.4.8 ～9.21	台湾におけるプレクリアランス（事前確認）の実施	台湾中正空港において、入国審査のための事前確認を実施した。
17.5.1	ブルガリア人観光客に係る査証免除措置の実施	有効なブルガリア旅券所持者であって、継続して90日を超えない期間滞在する意図をもって日本に入国を希望する者に対して、査証免除措置が実施された。
17.5.16	難民認定制度の見直しに係る「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成16年法律第73号。以下「平成16年改正入管法」という。）の一部施行及び「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行	平成16年6月2日に公布された平成16年改正入管法の規定の中で、難民認定制度の見直し（難民認定申請者に対する仮滞在許可制度の新設及び難民審査参与員制度の新設等）に関する部分が施行され、これらの見直しに係る規定を施行するために必要な様式その他の手続的細目事項について定めた。
17.5.23 ～18.2.24	韓国におけるプレクリアランス（事前確認）の実施	韓国仁川空港において、入国審査のための事前確認を実施した。

(平成17年度)

年 月 日	出 来 事	内 容
17.5.26	「不法就労外国人対策等協議会」の開催	警察庁、法務省及び厚生労働省の3省庁の関係課長による「不法就労外国人対策等協議会」を開催し、不法就労外国人対策の現状と今後の施策等について協議した。
17.6.1	外国人登録証明書のデザイン変更	これまで以上に高度な偽変造防止技術を導入した新しい外国人登録証明書の交付を開始した。
17.6.1 ～6.30	「不法就労外国人対策キャンペーン」の実施	外国人や事業主、地方自治体、在日外国大使館等に対し、不法就労の防止について理解と協力を呼び掛けた。
17.6.14 ～6.25	上陸審査強化期間の設定	全国の空・海港を対象とした上陸審査強化期間を設けて厳格な上陸審査を実施した。
17.6.22	「刑法等の一部を改正する法律（平成17年法律第66号。以下「平成17年改正法」という。）」の公布	人身取引等の定義規定の新設、人身取引等された者について一部の上陸拒否事由及び退去強制事由から除くこと、人身取引等されたことを上陸特別許可事由及び在留特別許可事由に加えること、人身取引等の加害者について新たに上陸拒否事由及び退去強制事由を設けること、運送業者の旅券等の確認義務及び確認を怠った場合の過料に関する規定の新設、外国入国管理当局に対する情報提供規定の新設及び不法入国等の実行を容易にする目的で行う旅券等の不正受交付等に関する罰則規定の新設を内容とする出入国管理及び難民認定法の一部改正を含む「刑法等の一部を改正する法律」が公布された。
17.6.30	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行	「1965年の国際海上交通の簡易化に関する条約」の締結及び「市場開放問題苦情処理対策本部長決定」等を受け、出入国手続の簡素化・円滑化を図る趣旨で、出入国管理及び難民認定法施行規則に定める乗客及び乗員名簿の記載事項及び「投資・経営」の在留資格に係る在留資格認定証明書交付申請等における提出書類等を改正した。
17.7.7	難民審査参与員制度の下で第1回目の口頭意見陳述・審尋を実施	平成16年改正入管法により新設された難民審査参与員制度の下で第1回目の口頭意見陳述・審尋を東京入国管理局において実施した。

(平成17年度)

年 月 日	出 来 事	内 容
17.7.12	平成17年改正法の一部施行	改正旅券法の施行日に施行される一部の規定(平成17年12月10日施行分)及び運送業者の旅券等の確認義務等(同年12月22日施行分)を除き、平成17年改正法が施行された。
17.8.31	在留特別許可された事例の公開	平成16年度に在留特別許可された事例のうち今後の参考となると思われるもの28ケースを法務省ホームページ上に公開した。
17.9.1	入管法第65条運用拡大の全国展開完了	入管法第65条の活用により効率的な退去強制手続を実現するべく、平成15年10月から東京入国管理局と警視庁間を皮切りに、入管法第65条に基づく身柄引取りの運用拡大を順次実施した結果、すべての都道府県警察との間で運用拡大が整い、全国展開を完了した。
17.9.26	「出入国管理及び難民認定法第2条第5号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律(平成17年法律第96号)」及び同法律施行令の施行	「出入国管理及び難民認定法第2条第5号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律」に基づく「政令で定める外国人」について、台湾の権限のある機関が発行した旅券を所持する台湾の居住者であり、かつ、90日以内の「短期滞在」の在留資格で行うことのできる活動を行おうとするものである旨を規定する政令が同法律と共に施行され、「二千五年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律」に基づき平成17年3月11日から実施されていた査証免除措置が継続された。
17.9.28	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件の一部を改正する件」の施行	中国残留邦人の歴史的経緯にかんがみ、中国残留邦人の養子及び配偶者の婚姻前の子で一定の要件に適合するものについては、実子と同様に定住者としての地位に該当するものとする規定を追加した。
17.10.1	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令」の施行	航空関係事業を取り巻く環境の変化に伴い、その専門性の高さを考慮した上で、航空機の操縦者としての活動を行おうとする者に対する上陸許可基準を緩和した。

(平成17年度)

年 月 日	出 来 事	内 容
	平良港出張所を宮古島出張所に名称変更	平良市ほか5市町村が合併し、宮古島市が発足したことにより、福岡入国管理局那覇支局平良港出張所を同支局宮古島出張所に名称変更した。
17.10.4 ～10.22	上陸審査強化期間の設定	全国の空・海港を対象とした上陸審査強化期間を設けて厳格な上陸審査を実施した。
17.10.11 ～10.28	近畿・東海地区における入管法違反者の集中摘発	名古屋入国管理局及び大阪入国管理局等が近畿・東海地区において集中摘発を実施し、入管法違反外国人676人（男性366人、女性310人）に対して退去強制手続を執った。
17.10.25	第5次「出入国管理政策懇談会」の開催	第5次「出入国管理政策懇談会」の第1回会合が開催され、「第3次出入国管理基本計画」及び今後の外国人受入れについて協議された。
17.11.15	第33回「入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会」の開催	法務省、警察庁、外務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁等関係機関の実務担当者による「第33回入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会」を開催し、不法入国及び不法就労事犯の現状及び取締り対策並びに人身取引事犯の現状及び対策について協議した。
17.11.28 ～11.29	第19回「東南アジア諸国出入国管理セミナー」の開催	法務省において、17の国（地域）及び4国際機関を招へいして、「東南アジア諸国出入国管理セミナー」を開催し、出入国管理行政上の問題について意見交換・検討した。
17.12.10	平成17年改正法の一部施行	改正旅券法の施行日に施行される一部の規定（入管法第24条第4号りの改正規定）について、平成17年改正法が施行された。
17.12.22	平成17年改正法の一部施行	運送業者の旅券等の確認義務及び確認を怠った場合の過料に関する規定の新設部分について、平成17年改正法が施行された。
18.1.3 ～1.21	上陸審査強化期間の設定	全国の空・海港を対象とした上陸審査強化期間を設けて厳格な上陸審査を実施した。

(平成17年度)

年 月 日	出 来 事	内 容
18.1.16 ～2.3	近畿・東海地区における入管 法違反者の集中摘発	名古屋入国管理局及び大阪入国管理局等が近畿・東海地区において集中摘発を実施し、入管法違反外国人629人（男性365人、女性264人）に対して退去強制手続を執った。
18.2.21 ～2.24	第11回「偽変造文書鑑識技 術者セミナー」の開催	東京入国管理局成田空港支局において、17の国、地域及び国際機関から偽変造文書鑑識技術者を招へいして「偽変造文書鑑識技術者セミナー」を開催し、偽変造文書鑑識技術などに関する情報及び意見交換を行った。
18.3.1	韓国人に対する査証免除措置 の実施	有効な韓国一般旅券所持者であって、継続して90日を超えない期間滞在する意図をもって日本に入国することを希望する者に対して、平成17年3月1日から9月30日まで（その後18年2月28日まで延長）期間限定で実施されていた査証免除が、期間を限定せずに実施された。
18.3.10	「不法就労外国人対策等関係 局長連絡会議」の開催	警察庁、法務省及び厚生労働省の3省庁の局長級による「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」を開催し、不法就労外国人対策の現状と今後の施策等について協議した。
18.3.30	「出入国管理及び難民認定法 第7条第1項第2号の基準を 定める省令の一部を改正する 省令」の施行	「規制改革・民間開放推進3か年計画」を踏まえ、「医療」の在留資格をもって上陸しようとする外国人の上陸許可基準を緩和するとともに、「構造改革特別地域において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針」を踏まえ、構造改革特別区域において講じられている夜間大学院留学生受入れ事業を全国において実施するため、「留学」の在留資格に係る上陸許可基準を緩和した。

(平成17年度)

年 月 日	出 来 事	内 容
18.4.1	東京入国管理局成田空港支局 企画管理・執行部門，処遇部 門の新設	東京入国管理局成田空港支局警備部門を廃止し，企画管理・執行部門及び処遇部門を新設した。
18.4.29	「出入国管理及び難民認定法 第7条第1項第2号の規定に 基づき同法別表第二の定住者 の項の下欄に掲げる地位を定 める件の一部を改正する件」 の施行	在留資格「定住者」をもって在留する外国人による犯罪が相当数発生していること等を踏まえ，中国残留邦人及びその親族等を除く日系人及びその家族の上陸許可要件に「素行が善良であること」を追加した。
18.5.24	「出入国管理及び難民認定法 の一部を改正する法律（平成 18年法律第43号。以下「平 成18年改正入管法」とい う。）の公布	テロの未然防止，出入国管理の一層の円滑化及び構造改革特別区域法による特例措置等の全国における実施のための規定の整備を目的とした平成18年改正入管法が公布された。
18.6.1	「出入国管理及び難民認定法 第7条第1項第2号の基準を 定める省令の一部を改正する 省令」の施行	平成16年12月に政府が策定した「人身取引対策行動計画」に従い，演劇等の興行に係る活動を目的として上陸しようとする外国人を受け入れる本邦の機関に係る要件を厳格化するとともに，不法就労等のおそれが少ない興行については，上陸許可基準を緩和した。
18.6.13	平成18年改正入管法の一部 施行	退去強制事由に関する規定の整備部分について，平成18年改正入管法が施行された。

2 統 計

(1) 在留の資格ごとの国籍（出身地）別新規入国者数・外国人登録者数（「外交」・「公用」の在留資格を除く。）の推移

1 「外交」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総 数		8,692	9,339	9,681	8,710	10,047
米 国		1,602	2,083	1,897	1,898	1,945
韓 国		991	1,155	1,170	1,079	1,037
ド イ ツ		457	562	449	468	474
中 国		271	396	270	334	398
英 国		395	330	310	321	356
タ イ		146	177	223	183	326
ロ シ ア		225	267	213	188	276
オーストラリア		211	209	194	196	222
カ ナ ダ		199	211	192	225	214
インドネシア		119	115	249	125	200
イ タ リ ア		205	153	144	187	197
イ ン ド		232	126	152	157	178
そ の 他		3,639	3,555	4,218	3,349	4,224

2 「公用」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総 数		12,220	14,060	13,552	12,633	17,577
米 国		1,832	2,607	2,433	2,470	2,872
韓 国		3,408	4,258	3,829	3,740	2,815
インドネシア		926	953	1,204	705	1,675
タ イ		552	360	484	468	1,564
中 国		512	751	386	716	1,162
ベ ト ナ ム		263	773	684	398	924
ロ シ ア		253	321	358	271	470
フィリピン		201	297	234	231	419
ド イ ツ		356	362	297	361	389
イ ン ド		322	212	235	226	344
そ の 他		3,595	3,166	3,408	3,047	4,943

3-1 「教授」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総 数		2,024	1,966	2,303	2,339	2,253
中 国		428	443	489	430	460
米 国		359	329	392	429	403
韓 国		197	187	195	209	204
英 国		82	73	120	152	162
イ ン ド		109	103	130	105	105
カ ナ ダ		74	57	91	94	99
ロ シ ア		134	103	123	96	88
ド イ ツ		71	84	96	95	75
フ ラ ン ス		42	49	57	79	68
オーストラリア		56	58	59	65	59
そ の 他		472	480	551	585	530

3-2 「教授」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		7,196	7,751	8,037	8,153	8,406
中国		2,228	2,437	2,443	2,417	2,519
米国		1,257	1,252	1,264	1,209	1,209
韓国・朝鮮		754	838	901	929	1,020
英国		420	433	457	474	483
カナダ		279	293	314	330	305
インド		246	281	304	292	286
オーストラリア		221	253	263	262	268
フランス		149	156	169	204	224
ドイツ		204	211	205	220	214
バングラデシュ		91	123	158	195	197
その他		1,347	1,474	1,559	1,621	1,681

4-1 「芸術」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		211	220	194	197	245
米国		58	60	40	38	62
ロシア		36	42	40	36	50
スペイン		8	14	17	17	23
中国		14	7	6	6	17
フランス		22	14	21	18	17
ブラジル		1	4	1	5	9
ポーランド		6	4	1	5	7
イタリア		6	6	4	9	6
英国		21	20	11	6	5
その他		39	49	53	57	49

4-2 「芸術」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		381	397	386	401	448
中国		169	161	135	125	132
米国		55	58	63	66	83
韓国・朝鮮		29	32	25	33	34
ロシア		19	22	19	21	31
アルゼンチン		10	9	15	19	22
スペイン		2	5	11	16	21
英国		14	17	20	15	17
ブラジル		5	8	9	13	16
ドイツ		6	8	12	10	9
カナダ		9	8	9	7	9
その他		63	69	68	76	74

5-1 「宗教」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		1,105	946	927	971	846
米国		674	563	559	564	484
韓国		110	106	100	147	114
フィリピン		40	35	47	23	37
ブラジル		51	37	40	36	29
カナダ		35	29	24	32	25
ベトナム		2	6	6	10	17
タイ		3	-	4	3	15
オーストラリア		41	25	36	21	13
英国		11	11	9	7	10
ドイツ		9	7	11	9	9
その他		129	127	91	119	93

5-2 「宗教」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		4,948	4,858	4,732	4,699	4,588
米国		2,223	2,119	2,018	1,957	1,798
韓国・朝鮮		772	804	821	904	968
フィリピン		203	217	235	229	247
カナダ		226	220	204	200	189
スペイン		182	166	145	134	124
イタリア		152	143	135	122	111
ドイツ		121	114	109	106	102
ブラジル		89	99	102	107	100
中国		66	69	71	95	98
英国		94	96	86	76	73
その他		820	811	806	769	778

6-1 「報道」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		166	351	241	150	248
米国		108	279	201	82	196
韓国		19	20	8	18	18
アイルランド		7	9	11	12	8
英国		12	11	6	3	5
フランス		3	3	2	3	3
ドイツ		4	4	-	4	3
ベトナム		-	-	2	-	2
クロアチア		-	-	-	-	2
ハンガリー		1	-	-	-	2
カナダ		-	2	4	2	2
その他		12	23	7	26	7

6-2 「報道」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		348	351	294	292	280
韓国・朝鮮		81	81	66	60	55
米国		78	71	52	53	44
英国		43	45	37	32	34
ドイツ		22	21	20	19	18
ロシア		14	15	16	17	16
フランス		23	21	18	16	15
中国		14	19	19	21	14
カナダ		8	8	10	11	14
オーストラリア		14	15	8	7	11
ベトナム		5	5	6	7	7
その他		46	50	42	49	52

7-1 「投資・経営」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		681	566	598	675	604
米国		275	199	218	232	181
韓国		80	65	86	102	84
中国		27	25	34	35	45
英国		48	55	37	60	42
フランス		36	25	40	31	41
パキスタン		10	24	25	24	34
インド		15	7	13	14	20
オーストラリア		29	25	19	27	20
中国(台湾)		18	26	20	17	12
オランダ		6	6	4	6	11
その他		137	109	102	127	114

7-2 「投資・経営」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		5,906	5,956	6,135	6,396	6,743
中国		1,173	1,185	1,234	1,268	1,381
韓国・朝鮮		847	927	1,045	1,192	1,373
米国		1,370	1,288	1,253	1,237	1,187
英国		435	415	405	431	437
フランス		295	294	294	304	299
パキスタン		125	150	186	227	290
インド		227	221	231	234	260
ドイツ		254	242	227	220	200
オーストラリア		175	185	201	196	182
カナダ		120	136	116	122	108
その他		885	913	943	965	1,026

8-1 「法律・会計業務」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		5	1	4	－	2
中国		2	－	－	－	1
パキスタン		－	－	－	－	1
米国		2	－	2	－	－
韓国		－	－	2	－	－
オランダ		－	1	－	－	－
カナダ		1	－	－	－	－

8-2 「法律・会計業務」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		99	111	122	125	126
米国		54	58	62	66	68
英国		18	18	19	22	20
中国		10	14	14	10	9
オーストラリア		4	4	6	5	8
フランス		5	5	6	6	6
カナダ		2	3	3	4	5
韓国・朝鮮		2	2	5	5	3
ドイツ		1	3	3	2	2
オランダ		－	1	1	2	2
その他		3	3	3	3	3

9-1 「医療」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		－	4	－	1	2
中国(台湾)		－	1	－	1	1
韓国		－	－	－	－	1
インドネシア		－	1	－	－	－
タイ		－	1	－	－	－
ブラジル		－	1	－	－	－

9-2 「医療」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		95	114	110	117	146
中国		66	71	59	57	69
ベトナム		5	14	22	33	42
韓国・朝鮮		11	10	10	9	13
マレーシア		3	3	7	6	11
インドネシア		1	2	3	3	3
その他		9	14	9	9	8

10-1 「研究」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		793	782	647	577	607
中国		217	197	162	134	110
韓国		82	72	73	94	89
インド		65	95	70	37	41
米国		30	49	36	27	39
フランス		15	22	21	19	31
ドイツ		28	31	33	31	29
バングラデシュ		24	26	12	5	28
イギリス		19	18	12	17	17
ロシア		52	34	20	16	12
ベトナム		21	15	16	17	11
その他		240	223	192	180	200

10-2 「研究」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		3,141	3,369	2,770	2,548	2,494
中国		1,387	1,483	1,164	1,043	997
韓国・朝鮮		367	381	320	316	325
インド		234	253	196	171	142
バングラデシュ		98	116	100	92	92
米国		97	121	97	87	90
ロシア		149	151	123	108	86
フランス		53	68	68	68	61
英国		66	69	53	48	53
ドイツ		76	71	59	56	50
フィリピン		31	32	33	25	40
その他		583	624	557	534	558

11-1 「教育」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		3,296	3,337	3,272	3,180	2,954
米 国		1,422	1,635	1,559	1,631	1,562
英 国		736	616	612	517	432
カ ナ ダ		525	490	513	421	351
オーストラリア		244	228	237	241	227
ニュージーランド		198	182	182	159	148
アイルランド		54	52	61	65	55
南アフリカ共和国		20	22	26	31	34
中 国		24	27	19	28	23
ド イ ツ		3	4	8	9	19
ジャマイカ		9	18	18	20	16
フ ラ ンス		5	11	2	5	15
そ の 他		56	52	35	53	72

11-2 「教育」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		9,068	9,715	9,390	9,393	9,449
米 国		3,936	4,359	4,198	4,325	4,456
英 国		1,744	1,751	1,684	1,548	1,417
カ ナ ダ		1,536	1,577	1,505	1,420	1,355
オーストラリア		722	784	770	779	828
ニュージーランド		521	561	548	525	510
アイルランド		143	154	163	180	174
中 国		93	91	84	105	105
韓 国・朝鮮		79	82	82	79	85
南アフリカ共和国		40	51	56	72	85
フ ラ ンス		49	60	55	62	67
そ の 他		205	245	245	298	367

12-1 「技術」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		3,308	2,759	2,643	3,506	4,718
中 国		1,192	880	1,016	1,398	1,936
韓 国		592	596	472	645	1,018
イ ン ド		260	277	312	339	474
フィリピン		116	97	145	233	335
ベトナム		30	19	31	61	150
米 国		598	488	252	162	135
フ ラ ンス		55	46	66	77	92
タ イ		15	15	26	100	51
カ ナ ダ		39	18	24	33	49
英 国		46	46	34	48	45
そ の 他		365	277	265	410	433

12-2 「技術」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		19,439	20,717	20,807	23,210	29,044
中国		11,382	11,433	11,079	11,981	14,786
韓国・朝鮮		2,175	2,682	3,019	3,623	4,901
インド		1,286	1,750	2,001	2,298	2,820
フィリピン		706	759	789	929	1,179
米国		648	644	568	571	640
英国		395	427	402	425	430
フランス		316	333	332	363	430
ベトナム		79	91	125	197	386
マレーシア		280	276	233	260	366
カナダ		193	207	216	259	302
その他		1,979	2,115	2,043	2,304	2,804

13-1 「人文知識・国際業務」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		6,945	6,151	6,886	6,641	6,366
米国		1,747	1,645	1,833	1,933	1,753
英国		1,131	1,166	1,228	1,084	916
カナダ		912	858	951	831	838
オーストラリア		1,052	751	930	779	642
中国		398	356	429	406	460
韓国		332	241	244	361	434
ニュージーランド		342	235	277	222	160
フランス		147	127	148	140	125
中国(台湾)		86	59	75	91	110
フィリピン		65	32	57	66	88
その他		733	681	714	728	840

13-2 「人文知識・国際業務」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		40,861	44,496	44,943	47,682	55,276
中国		11,952	12,132	12,470	14,300	20,995
米国		6,987	7,817	7,796	8,136	7,858
韓国・朝鮮		3,223	3,509	3,656	4,181	5,386
英国		4,567	5,211	5,045	4,957	4,572
カナダ		3,914	4,363	4,288	4,185	3,962
オーストラリア		3,783	4,233	4,165	4,010	3,756
ニュージーランド		1,153	1,308	1,321	1,246	1,067
フランス		764	823	800	846	837
フィリピン		439	460	492	558	666
インド		412	476	512	559	647
その他		3,667	4,164	4,398	4,704	5,530

14-1 「企業内転勤」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		3,463	2,900	3,421	3,550	4,184
中国		476	512	715	902	1,058
韓国		503	399	426	469	544
米国		772	484	533	489	542
フィリピン		179	130	215	241	290
インド		225	187	203	250	282
英国		241	211	232	181	193
中国(台湾)		130	111	140	168	175
ドイツ		132	105	147	122	169
フランス		138	130	140	121	133
タイ		73	74	61	69	102
その他		594	557	609	538	696

14-2 「企業内転勤」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		9,913	10,923	10,605	10,993	11,977
中国		1,936	2,201	2,324	2,753	3,159
韓国・朝鮮		1,597	1,704	1,644	1,770	1,987
米国		1,646	1,701	1,442	1,360	1,383
インド		674	850	944	993	1,144
英国		888	914	815	726	699
フィリピン		392	455	459	499	574
ドイツ		422	434	452	459	522
フランス		435	500	485	472	466
オーストラリア		252	268	255	233	205
タイ		132	166	147	155	175
その他		1,539	1,730	1,638	1,573	1,663

15-1 「興行」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		117,839	123,322	133,103	134,879	99,342
フィリピン		71,678	74,729	80,048	82,741	47,765
中国		3,730	5,670	6,486	8,277	8,263
米国		6,488	6,887	7,066	6,704	6,852
ロシア		4,944	5,068	6,240	5,775	4,325
インドネシア		2,296	2,334	2,447	3,012	4,086
ルーマニア		4,030	4,710	4,871	4,500	3,201
英国		2,956	2,854	2,724	2,665	2,763
ドイツ		1,527	1,625	1,749	1,750	2,435
韓国		2,991	2,519	2,184	2,141	1,954
ウクライナ		1,545	2,176	2,585	2,129	1,783
その他		15,654	14,750	16,703	15,185	15,915

15-2 「興行」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		55,461	58,359	64,642	64,742	36,376
フィリピン		44,784	46,547	50,539	50,691	23,643
中国		2,065	2,762	3,848	4,163	4,225
インドネシア		1,147	1,148	1,524	1,740	2,369
ルーマニア		2,188	2,291	2,597	2,330	1,505
ロシア		1,368	1,591	1,839	1,921	1,203
ウクライナ		697	1,031	1,185	864	735
韓国・朝鮮		1,045	777	804	810	575
米国		375	374	374	374	326
モンゴル		153	207	248	245	308
タイ		242	216	227	234	273
その他		1,397	1,415	1,457	1,370	1,214

16-1 「技能」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		2,118	1,792	1,592	2,211	3,059
中国		806	944	835	1,130	1,582
ネパール		66	37	70	151	318
インド		171	150	139	189	286
韓国		137	105	90	201	179
タイ		76	75	74	103	127
バングラデシュ		15	11	25	46	73
フィリピン		40	15	30	26	60
ベトナム		29	29	26	36	46
ロシア		17	23	9	19	45
インドネシア		26	45	18	27	40
その他		735	358	276	283	303

16-2 「技能」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		11,927	12,522	12,583	13,373	15,112
中国		6,333	6,756	6,895	7,303	8,214
インド		1,282	1,345	1,388	1,487	1,680
韓国・朝鮮		1,307	1,277	1,209	1,306	1,429
ネパール		563	579	619	723	1,000
タイ		468	510	527	572	640
フィリピン		174	173	182	172	214
バングラデシュ		107	110	120	153	206
英国		314	302	236	200	170
パキスタン		170	165	157	140	140
インドネシア		70	110	95	110	138
その他		1,139	1,195	1,155	1,207	1,281

17-1 「文化活動」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		3,138	3,084	3,108	4,191	3,725
中国		1,027	876	746	1,329	1,165
米国		376	409	415	498	395
韓国		293	286	316	534	357
インドネシア		41	53	130	180	244
ドイツ		109	113	144	150	244
フランス		127	135	164	202	178
タイ		132	113	96	89	115
エジプト		60	45	43	54	66
インド		75	73	81	70	65
フィリピン		67	37	42	44	65
その他		831	944	931	1,041	831

17-2 「文化活動」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		2,954	2,812	2,615	3,093	2,949
中国		1,260	1,054	996	1,208	1,222
韓国・朝鮮		396	392	353	490	379
米国		255	285	262	308	245
ドイツ		91	100	112	113	165
フランス		72	75	92	116	92
タイ		49	61	57	61	58
エジプト		38	48	31	27	46
バングラデシュ		49	58	59	58	45
英国		46	47	39	39	37
インドネシア		43	36	31	33	35
その他		655	656	583	640	625

18 「短期滞在」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		3,878,070	4,302,429	4,259,974	5,136,943	5,748,380
韓国		980,761	1,098,766	1,271,914	1,396,988	1,584,715
中国(台湾)		774,011	844,465	756,538	1,047,369	1,244,437
米国		608,119	645,845	575,000	674,070	724,847
中国		138,920	184,275	184,079	320,824	357,449
中国(香港)		71,604	133,074	159,965	222,514	245,998
英国		166,653	187,627	170,344	184,029	186,687
オーストラリア		130,450	144,687	151,945	173,307	184,729
カナダ		108,046	113,607	108,762	123,478	129,974
タイ		50,960	59,782	67,078	90,650	104,313
ドイツ		75,880	81,605	81,138	92,725	103,039
その他		772,666	808,696	733,211	810,989	882,192

19-1 「留学」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		23,416	24,730	25,460	21,958	23,384
中国		11,261	11,996	11,640	8,133	8,024
韓国		3,694	3,541	3,745	3,633	4,078
米国		1,399	1,552	1,760	1,915	2,153
中国（台湾）		1,201	1,216	1,202	1,220	1,508
タイ		480	543	619	610	545
ベトナム		314	355	446	475	509
マレーシア		418	478	447	370	505
インドネシア		394	421	416	447	412
ドイツ		295	333	367	368	411
フランス		178	221	298	317	351
その他		3,782	4,074	4,520	4,470	4,888

19-2 「留学」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		93,614	110,415	125,597	129,873	129,568
中国		59,079	73,795	87,091	90,746	89,374
韓国・朝鮮		16,671	17,091	16,951	16,444	16,309
ベトナム		1,050	1,264	1,545	1,761	2,165
マレーシア		1,850	1,937	2,054	2,092	2,031
タイ		1,601	1,760	1,921	1,950	1,902
米国		1,228	1,263	1,445	1,663	1,781
インドネシア		1,511	1,607	1,662	1,651	1,609
バングラデシュ		974	1,110	1,260	1,372	1,528
スリランカ		562	653	794	931	1,266
モンゴル		455	646	841	907	1,001
その他		8,633	9,289	10,033	10,356	10,602

20-1 「就学」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		23,932	25,948	27,362	15,027	18,090
中国		15,519	17,720	19,337	5,705	8,938
韓国		5,452	4,910	4,251	4,549	4,293
中国（台湾）		546	662	650	686	762
ベトナム		99	130	215	618	659
ネパール		47	97	169	360	378
スリランカ		149	230	252	663	357
米国		292	270	281	307	353
タイ		212	242	271	362	321
バングラデシュ		69	126	276	181	214
オーストラリア		284	251	268	203	211
その他		1,263	1,310	1,392	1,393	1,604

20-2 「就学」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		41,766	47,198	50,473	43,208	28,147
中国		30,170	35,450	38,873	29,430	15,915
韓国・朝鮮		7,587	7,236	6,560	7,286	6,397
ベトナム		138	201	314	802	924
スリランカ		290	427	511	974	774
ネパール		123	195	290	572	580
タイ		409	445	474	597	451
バングラデシュ		232	299	469	493	387
米国		272	302	305	328	357
ミャンマー		430	447	434	409	322
インドネシア		190	158	168	238	239
その他		1,925	2,038	2,075	2,079	1,801

21-1 「研修」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		59,064	58,534	64,817	75,359	83,319
中国		32,894	34,754	38,319	48,729	55,156
インドネシア		5,817	4,925	5,597	5,204	4,788
ベトナム		3,238	3,034	4,028	3,835	4,371
フィリピン		3,768	3,222	3,618	3,635	4,311
タイ		3,184	2,739	3,119	3,353	3,645
マレーシア		1,163	947	824	773	786
インド		479	464	540	590	709
カンボジア		261	221	268	381	385
スリランカ		456	449	466	413	374
ブラジル		360	349	305	262	369
その他		7,444	7,430	7,733	8,184	8,425

21-2 「研修」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		38,169	39,067	44,464	54,317	54,107
中国		25,640	26,945	30,763	40,136	40,539
インドネシア		3,938	3,813	4,234	4,189	3,440
ベトナム		2,551	2,516	3,528	3,491	3,380
フィリピン		2,356	2,329	2,689	2,888	2,906
タイ		1,478	1,421	1,314	1,566	1,692
マレーシア		253	252	205	235	218
スリランカ		250	260	274	228	201
韓国・朝鮮		200	185	192	156	195
ブラジル		161	143	145	124	185
インド		114	113	71	92	185
その他		1,228	1,090	1,049	1,212	1,166

22-1 「家族滞在」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		16,364	13,888	13,472	13,553	15,027
中国		6,128	5,112	4,467	4,724	5,170
韓国		3,121	2,426	2,259	2,275	2,296
米国		1,496	1,243	1,298	1,151	1,275
インド		678	748	676	720	1,075
バングラデシュ		291	256	372	410	412
インドネシア		357	297	362	304	353
フランス		258	174	326	208	319
ネパール		136	137	168	242	314
フィリピン		275	227	211	287	312
英国		246	230	221	213	263
その他		3,378	3,038	3,112	3,019	3,238

22-2 「家族滞在」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		78,847	83,075	81,535	81,919	86,055
中国		34,821	36,453	35,390	35,253	37,154
韓国・朝鮮		15,047	15,785	15,559	15,829	16,492
米国		6,736	6,706	6,277	5,968	5,902
インド		2,627	3,065	3,279	3,560	4,113
バングラデシュ		1,249	1,326	1,376	1,531	1,666
英国		1,745	1,778	1,596	1,555	1,450
フランス		1,276	1,348	1,370	1,347	1,438
フィリピン		1,094	1,234	1,251	1,334	1,426
インドネシア		1,340	1,384	1,416	1,337	1,420
ネパール		526	634	704	874	1,084
その他		12,386	13,362	13,317	13,331	13,910

23-1 「特定活動」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		4,722	4,890	5,876	6,478	16,958
中国		21	19	61	150	2,766
韓国		880	839	1,417	1,575	2,152
オーストラリア		1,023	1,074	1,223	1,212	1,501
カナダ		884	859	871	866	980
フィリピン		249	234	213	241	532
フランス		318	413	374	428	529
ルーマニア		4	-	-	3	428
英国		143	244	347	382	404
スペイン		3	3	4	5	378
インドネシア		48	32	54	65	377
その他		1,149	1,173	1,312	1,551	6,911

23-2 「特定活動」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		38,990	47,706	55,048	63,310	87,324
中国		22,110	29,437	35,481	41,601	60,361
インドネシア		6,389	6,426	5,890	6,211	7,008
ベトナム		3,528	4,229	4,542	4,939	6,206
フィリピン		2,778	3,121	3,454	3,706	5,361
韓国・朝鮮		812	799	1,329	1,674	2,084
オーストラリア		934	940	1,052	1,219	1,029
タイ		281	401	445	452	819
カナダ		584	591	616	671	578
フランス		216	247	275	340	370
ニュージーランド		313	311	287	297	278
その他		1,045	1,204	1,677	2,200	3,230

24 「永住者」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		184,071	223,875	267,011	312,964	349,804
中国		58,778	70,599	83,321	96,647	106,269
ブラジル		20,277	31,203	41,771	52,581	63,643
フィリピン		26,967	32,796	39,733	47,407	53,430
韓国・朝鮮		34,624	37,121	39,807	42,960	45,184
ペルー		11,059	13,975	17,213	20,401	22,625
米国		6,636	7,348	8,149	9,064	9,691
タイ		2,833	3,913	5,441	7,167	8,358
ベトナム		5,306	5,799	6,273	6,697	7,065
英国		1,839	2,074	2,329	2,583	2,813
パキスタン		796	1,057	1,354	1,726	1,928
その他		14,956	17,990	21,620	25,731	28,798

25-1 「日本人の配偶者等」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		27,461	20,857	23,398	23,083	24,026
ブラジル		8,627	6,978	9,902	8,893	8,299
フィリピン		5,382	4,884	4,887	5,038	5,530
中国		7,421	4,572	3,940	4,483	5,445
タイ		893	560	584	548	663
韓国		1,149	684	618	682	633
ペルー		979	441	536	580	525
米国		498	430	502	500	510
インドネシア		192	209	253	213	221
中国(台湾)		190	143	145	147	174
英国		160	168	187	169	171
その他		1,970	1,788	1,844	1,830	1,855

25-2 「日本人の配偶者等」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		280,436	271,719	262,778	257,292	259,656
ブラジル		97,262	90,732	85,482	82,173	78,851
中国		53,554	53,126	52,016	51,854	54,569
フィリピン		46,233	45,510	44,366	43,817	45,148
韓国・朝鮮		22,548	21,868	21,285	21,083	21,837
タイ		13,042	12,838	12,243	11,527	11,097
米国		9,238	9,021	8,948	8,719	8,865
ペルー		9,643	8,923	8,042	7,302	6,900
インドネシア		2,122	2,335	2,508	2,592	2,785
英国		2,398	2,403	2,444	2,420	2,478
ロシア		1,094	1,271	1,454	1,601	1,862
その他		23,302	23,692	23,990	24,204	25,264

26-1 「永住者の配偶者等」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		494	473	581	807	990
中国		222	191	250	392	435
フィリピン		54	63	90	95	139
ブラジル		9	28	45	65	105
ペルー		33	26	30	60	66
ベトナム		56	50	55	53	50
韓国		59	41	39	40	41
パキスタン		7	6	10	20	24
バングラデシュ		3	5	10	6	18
ルーマニア		-	2	3	6	12
ラオス		5	6	5	6	10
インド		2	2	1	3	9
イラン		2	2	3	5	7
その他		42	51	40	56	74

26-2 「永住者の配偶者等」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		7,047	7,576	8,519	9,417	11,066
中国		1,961	2,252	2,698	2,988	3,598
韓国・朝鮮		3,336	3,093	2,891	2,767	2,656
フィリピン		432	496	696	903	1,238
ブラジル		135	228	391	531	796
ペルー		226	343	465	604	780
ベトナム		259	319	346	414	472
パキスタン		41	57	74	108	144
タイ		55	65	87	109	135
米国		110	113	120	121	119
バングラデシュ		32	38	55	59	85
その他		460	572	696	813	1,043

27-1 「定住者」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		29,729	22,905	30,780	31,307	33,756
ブラジル		19,103	14,014	21,578	21,707	23,522
中国		3,847	3,168	2,610	2,853	3,207
フィリピン		2,332	2,610	3,039	2,893	3,109
ペルー		2,835	1,572	2,066	2,261	2,402
ボリビア		371	344	273	350	314
ベトナム		323	382	452	399	252
インドネシア		153	119	116	133	139
タイ		134	144	110	111	132
パラグアイ		75	59	70	97	110
韓国		151	100	89	81	96
その他		405	393	377	422	473

27-2 「定住者」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		244,460	243,451	245,147	250,734	265,639
ブラジル		142,082	139,826	140,552	144,407	153,185
中国		36,580	35,020	33,292	32,130	33,086
フィリピン		15,530	18,246	21,117	23,756	26,811
ペルー		22,047	21,538	21,045	20,779	21,428
韓国・朝鮮		9,243	9,091	8,941	8,751	8,908
ベトナム		4,707	4,696	4,792	4,929	5,103
ボリビア		2,892	3,034	2,934	3,034	3,142
タイ		1,676	2,011	2,283	2,593	2,799
米国		1,627	1,583	1,582	1,537	1,609
インドネシア		1,092	1,183	1,230	1,310	1,459
その他		6,984	7,223	7,379	7,508	8,109

28 「特別永住者」の地位による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 (人)

国籍(出身地)	年	平成13	14	15	16	17
総数		500,782	489,900	475,952	465,619	451,909
韓国・朝鮮		495,986	485,180	471,756	461,460	447,805
中国		4,060	3,924	3,406	3,306	3,170
米国		279	324	358	391	432
無国籍		181	174	93	87	80
カナダ		33	39	51	60	68
英国		36	34	37	40	48
オーストラリア		27	29	34	39	43
フィリピン		27	29	26	30	33
フランス		19	21	23	26	31
ブラジル		14	15	17	19	20
その他		120	131	151	161	179

(2) 主な国籍（出身地）ごとの在留の資格別新規入国者数・外国人登録者数（「外交」・「公用」の在留資格を除く。）の推移

1-1 韓国人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成13	14	15	16	17
総数		1,005,451	1,121,672	1,293,809	1,419,786	1,607,457
外交		991	1,155	1,170	1,079	1,037
公用		3,408	4,258	3,829	3,740	2,815
教授		197	187	195	209	204
芸術		－	3	－	3	4
宗教		110	106	100	147	114
報道		19	20	8	18	18
投資・経営		80	65	86	102	84
法律・会計業務		－	－	2	－	－
医療		－	－	－	－	1
研究		82	72	73	94	89
教育		14	9	8	8	13
技術		592	596	472	645	1,018
人文知識・国際業務		332	241	244	361	434
企業内転勤		503	399	426	469	544
興行		2,991	2,519	2,184	2,141	1,954
技能		137	105	90	201	179
文化活動		293	286	316	534	357
短期滞在		980,761	1,098,766	1,271,914	1,396,988	1,584,715
留学		3,694	3,541	3,745	3,633	4,078
就学		5,452	4,910	4,251	4,549	4,293
研修		435	344	274	212	288
家族滞在		3,121	2,426	2,259	2,275	2,296
特定活動		880	839	1,417	1,575	2,152
日本人の配偶者等		1,149	684	618	682	633
永住者の配偶者等		59	41	39	40	41
定住者		151	100	89	81	96

1-2 韓国・朝鮮人の在留資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留資格	年	平成13	14	15	16	17
総	数	632,405	625,422	613,791	607,419	598,687
教	授	754	838	901	929	1,020
芸	術	29	32	25	33	34
宗	教	772	804	821	904	968
報	道	81	81	66	60	55
投	資・経	847	927	1,045	1,192	1,373
法	律・会	2	2	5	5	3
医	療	11	10	10	9	13
研	究	367	381	320	316	325
教	育	79	82	82	79	85
技	術	2,175	2,682	3,019	3,623	4,901
人	文知	3,223	3,509	3,656	4,181	5,386
企	業内	1,597	1,704	1,644	1,770	1,987
興	行	1,045	777	804	810	575
技	能	1,307	1,277	1,209	1,306	1,429
文	化活	396	392	353	490	379
短	期滞	10,040	10,344	9,955	8,919	8,275
留	学	16,671	17,091	16,951	16,444	16,309
就	学	7,587	7,236	6,560	7,286	6,397
研	修	200	185	192	156	195
家	族滞	15,047	15,785	15,559	15,829	16,492
特	定活	812	799	1,329	1,674	2,084
永	住者	34,624	37,121	39,807	42,960	45,184
日	本人	22,548	21,868	21,285	21,083	21,837
永	住者	3,336	3,093	2,891	2,767	2,656
定	住者	9,243	9,091	8,941	8,751	8,908
特	別永	495,986	485,180	471,756	461,460	447,805
未	取得	1,788	2,084	2,271	2,191	1,859
一	時庇	-	-	-	-	-
そ	の他	1,838	2,047	2,334	2,192	2,153

2-1 中国人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成13	14	15	16	17
総	数	225,357	272,894	276,297	411,124	463,273
外	交	271	396	270	334	398
公	用	512	751	386	716	1,162
教	授	428	443	489	430	460
芸	術	14	7	6	6	17
宗	教	-	2	1	4	2
報	道	-	1	-	2	1
投	資・経	27	25	34	35	45
法	律・会	2	-	-	-	1
医	療	-	-	-	-	-
研	究	217	197	162	134	110
教	育	24	27	19	28	23
技	術	1,192	880	1,016	1,398	1,936
人	文知識・	398	356	429	406	460
企	業内転	476	512	715	902	1,058
興	行	3,730	5,670	6,486	8,277	8,263
技	能	806	944	835	1,130	1,582
文	化活	1,027	876	746	1,329	1,165
短	期滞	138,920	184,275	184,079	320,824	357,449
留	学	11,261	11,996	11,640	8,133	8,024
就	学	15,517	17,720	19,337	5,705	8,938
研	修	32,894	34,754	38,319	48,729	55,156
家	族滞	6,128	5,112	4,467	4,724	5,170
特	定活	21	19	61	150	2,766
日	本人の	7,421	4,572	3,940	4,483	5,445
永	住者の	222	191	250	392	435
定	住者	3,847	3,168	2,610	2,853	3,207

2-2 中国（台湾）人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成13	14	15	16	17
総	数	777,673	848,283	760,322	1,051,022	1,248,248
外	交	-	-	-	1	-
公	用	7	9	7	8	6
教	授	18	25	24	17	25
芸	術	-	1	-	-	1
宗	教	9	11	4	19	7
報	道	1	1	1	1	-
投	資・経	18	26	20	17	12
法	律・会	-	-	-	-	-
医	療	-	1	-	1	1
研	究	3	10	11	12	10
教	育	2	-	-	-	2
技	術	51	27	32	50	40
人	文知識・	86	59	75	91	110
企	業内転	130	111	140	168	175
興	行	629	574	462	420	254
技	能	22	53	26	24	20
文	化活	65	43	46	45	51
短	期滞	774,011	844,465	756,538	1,047,369	1,244,437
留	学	1,201	1,216	1,202	1,220	1,508
就	学	546	662	650	686	762
研	修	204	328	395	176	156
家	族滞	259	214	232	208	187
特	定活	169	249	271	310	274
日	本人の	190	143	145	147	174
永	住者の	11	5	3	5	5
定	住者	41	50	38	27	31

2-3 中国人の在留資格別外国人登録者数の推移 (人)

在留資格	年	平成13	14	15	16	17
総	数	381,225	424,282	462,396	487,570	519,561
教	授	2,228	2,437	2,443	2,417	2,519
芸	術	169	161	135	125	132
宗	教	66	69	71	95	98
報	道	14	19	19	21	14
投	資・経	1,173	1,185	1,234	1,268	1,381
法	律・会	10	14	14	10	9
医	療	66	71	59	57	69
研	究	1,387	1,483	1,164	1,043	997
教	育	93	91	84	105	105
技	術	11,382	11,433	11,079	11,981	14,786
人	文知識・	11,952	12,132	12,470	14,300	20,995
企	業内	1,936	2,201	2,324	2,753	3,159
興	行	2,065	2,762	3,848	4,163	4,225
技	能	6,333	6,756	6,895	7,303	8,214
文	化活	1,260	1,054	996	1,208	1,222
短	期滞	11,187	11,778	12,951	11,929	13,079
留	学	59,079	73,795	87,091	90,746	89,374
就	学	30,170	35,450	38,873	29,430	15,915
研	修	25,640	26,945	30,763	40,136	40,539
家	族滞	34,821	36,453	35,390	35,253	37,154
特	定活	22,110	29,437	35,481	41,601	60,361
永	住者	58,778	70,599	83,321	96,647	106,269
日	本人の	53,554	53,126	52,016	51,854	54,569
永	住者の	1,961	2,252	2,698	2,988	3,598
定	住者	36,580	35,020	33,292	32,130	33,086
特	別永	4,060	3,924	3,406	3,306	3,170
未	取得	2,446	2,778	3,007	3,430	2,818
一	時庇	-	-	-	-	-
そ	の他	705	857	1,272	1,271	1,704

3-1 英国人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成13	14	15	16	17
総	数	173,396	194,190	176,940	190,346	192,987
外	交	395	330	310	321	356
公	用	118	153	139	153	147
教	授	82	73	120	152	162
芸	術	21	20	11	6	5
宗	教	11	11	9	7	10
報	道	12	11	6	3	5
投	資・経	48	55	37	60	42
法	律・会	-	-	-	-	-
医	療	-	-	-	-	-
研	究	19	18	12	17	17
教	育	736	616	612	517	432
技	術	46	46	34	48	45
人	文知識・	1,131	1,166	1,228	1,084	916
企	業内転	241	211	232	181	193
興	行	2,956	2,854	2,724	2,665	2,763
技	能	12	6	2	3	7
文	化活	17	47	22	30	28
短	期滞	166,653	187,627	170,344	184,029	186,687
留	学	236	229	243	237	256
就	学	41	38	40	44	48
研	修	71	36	55	23	22
家	族滞	246	230	221	213	263
特	定活	143	244	347	382	404
日	本人の	160	168	187	169	171
永	住者の	-	-	1	-	1
定	住者	1	1	4	2	7

3-2 英国人の在留資格別外国人登録者数の推移 (人)

在留資格	年	平成13	14	15	16	17
総	数	17,527	18,508	18,230	18,082	17,494
教	授	420	433	457	474	483
芸	術	14	17	20	15	17
宗	教	94	96	86	76	73
報	道	43	45	37	32	34
投	資・経	435	415	405	431	437
法	律・会	18	18	19	22	20
医	療	3	2	1	1	1
研	究	66	69	53	48	53
教	育	1,744	1,751	1,684	1,548	1,417
技	術	395	427	402	425	430
人	文知識・国際	4,567	5,211	5,045	4,957	4,572
企	業内転	888	914	815	726	699
興	行	54	52	47	49	60
技	能	314	302	236	200	170
文	化活動	46	47	39	39	37
短	期滞在	826	846	855	889	833
留	学	754	756	723	634	542
就	学	191	144	144	125	89
研	修	18	20	19	20	8
家	族滞在	1,745	1,778	1,596	1,555	1,450
特	定活動	127	182	250	303	273
永	住者	1,839	2,074	2,329	2,583	2,813
日	本人の配偶者等	2,398	2,403	2,444	2,420	2,478
永	住者の配偶者等	43	37	40	42	42
定	住者	394	371	360	346	349
特	別永住者	36	34	37	40	48
未	取得者	42	50	69	64	46
一	時庇護	-	-	-	-	-
そ	の他	13	14	18	18	20

4-1 米国人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成13	14	15	16	17
総	数	628,731	667,296	596,494	695,337	746,921
外	交	1,602	2,083	1,897	1,898	1,945
公	用	1,832	2,607	2,433	2,470	2,872
教	授	359	329	392	429	403
芸	術	58	60	40	38	62
宗	教	674	563	559	564	484
報	道	108	279	201	82	196
投	資・経	275	199	218	232	181
法	律・会	2	-	2	-	-
医	療	-	-	-	-	-
研	究	30	49	36	27	39
教	育	1,422	1,635	1,559	1,631	1,562
技	術	598	488	252	162	135
人	文知識・	1,747	1,645	1,833	1,933	1,753
企	業内転	772	484	533	489	542
興	行	6,488	6,887	7,066	6,704	6,852
技	能	368	51	21	14	17
文	化活	376	409	415	498	395
短	期滞	608,119	645,845	575,000	674,070	724,847
留	学	1,399	1,552	1,760	1,915	2,153
就	学	292	270	281	307	353
研	修	46	36	30	33	48
家	族滞	1,496	1,243	1,298	1,151	1,275
特	定活	139	129	141	151	265
日	本人の	498	430	502	500	510
永	住者の	2	8	-	4	5
定	住者	29	15	25	35	27

4-2 米国人の在留資格別外国人登録者数の推移 (人)

在留資格	年	平成13	14	15	16	17
総数		46,244	47,970	47,836	48,844	49,390
教授		1,257	1,252	1,264	1,209	1,209
芸術		55	58	63	66	83
宗教		2,223	2,119	2,018	1,957	1,798
報道		78	71	52	53	44
投資・経営		1,370	1,288	1,253	1,237	1,187
法律・会計業務		54	58	62	66	68
医療		1	3	2	2	2
研究		97	121	97	87	90
教育		3,936	4,359	4,198	4,325	4,456
技術		648	644	568	571	640
人文知識・国際業務		6,987	7,817	7,796	8,136	7,858
企業内転勤		1,646	1,701	1,442	1,360	1,383
興行		375	374	374	374	326
技能		68	65	52	50	57
文化活動		255	285	262	308	245
短期滞在		737	754	771	853	772
留学		1,228	1,263	1,445	1,663	1,781
就学		272	302	305	328	357
研修		19	18	15	12	16
家族滞在		6,736	6,706	6,277	5,968	5,902
特定活動		117	124	130	141	158
永住者		6,636	7,348	8,149	9,064	9,691
日本人の配偶者等		9,238	9,021	8,948	8,719	8,865
永住者の配偶者等		110	113	120	121	119
定住者		1,627	1,583	1,582	1,537	1,609
特別永住者		279	323	358	391	432
未取得者		136	147	164	184	158
一時庇護		-	-	-	-	-
その他		59	52	69	62	84

5-1 フィリピン人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成13	14	15	16	17
総	数	115,318	120,812	131,834	147,817	132,745
外	交	144	233	198	105	123
公	用	201	297	234	231	419
教	授	12	53	62	36	20
芸	術	-	-	-	-	-
宗	教	40	35	47	23	37
報	道	-	-	-	-	-
投	資・経	7	2	2	3	1
法	律・会	-	-	-	-	-
医	療	-	-	-	-	-
研	究	18	9	12	7	9
教	育	6	3	7	3	7
技	術	116	97	145	233	335
人	文知識・国際業務	65	32	57	66	88
企	業内転勤	179	130	215	241	290
興	行	71,678	74,729	80,048	82,741	47,765
技	能	40	15	30	26	60
文	化活動	67	37	42	44	65
短	期滞在	30,432	33,660	38,430	51,617	69,285
留	学	185	183	196	189	227
就	学	68	57	51	63	81
研	修	3,768	3,222	3,618	3,635	4,311
家	族滞在	275	227	211	287	312
特	定活動	249	234	213	241	532
日	本人の配偶者等	5,382	4,884	4,887	5,038	5,530
永	住者の配偶者等	54	63	90	95	139
定	住者	2,332	2,610	3,039	2,893	3,109

5-2 フィリピン人の在留資格別外国人登録者数の推移 (人)

在留資格	年	平成13	14	15	16	17
総数		156,667	169,359	185,237	199,394	187,261
教授		39	44	58	56	60
芸術		2	2	2	3	4
宗教		203	217	235	229	247
報道		1	-	-	-	-
投資・経営		31	31	30	34	38
法律・会計業務		1	1	1	1	-
医療		2	1	-	-	-
研究		31	32	33	25	40
教育		45	47	42	49	57
技術		706	759	789	929	1,179
人文知識・国際業務		439	460	492	558	666
企業内転勤		392	455	459	499	574
興行		44,784	46,547	50,539	50,691	23,643
技能		174	173	182	172	214
文化活動		27	24	20	25	31
短期滞在		6,987	8,452	10,115	13,267	14,527
留学		574	598	620	633	617
就学		440	420	381	353	167
研修		2,356	2,329	2,689	2,888	2,906
家族滞在		1,094	1,234	1,251	1,334	1,426
特定活動		2,778	3,121	3,454	3,706	5,361
永住者		26,967	32,796	39,733	47,407	53,430
日本人の配偶者等		46,233	45,510	44,366	43,817	45,148
永住者の配偶者等		432	496	696	903	1,238
定住者		15,530	18,246	21,117	23,756	26,811
特別永住者		27	29	26	30	33
未取得者		2,198	2,572	2,828	3,038	3,170
一時庇護		-	-	-	-	-
その他		4,174	4,763	5,079	4,991	5,674

6-1 ブラジル人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成13	14	15	16	17
総	数	39,533	33,296	41,101	41,764	46,680
外	交	88	83	73	69	152
公	用	51	31	35	53	234
教	授	6	4	10	9	4
芸	術	1	4	1	5	9
宗	教	51	37	40	36	29
報	道	—	—	—	2	2
投	資・経	2	2	2	3	—
法	律・会	—	—	—	—	—
医	療	—	1	—	—	—
研	究	2	6	1	3	4
教	育	—	2	1	2	1
技	術	4	6	5	5	5
人	文知識・	24	14	19	22	28
企	業内転	5	11	24	21	27
興	行	984	769	938	741	802
技	能	10	11	15	19	29
文	化活	11	11	6	13	16
短	期滞	9,848	10,627	7,749	9,527	12,737
留	学	146	139	123	119	128
就	学	44	44	50	41	46
研	修	360	349	305	262	369
家	族滞	146	110	170	124	112
特	定活	11	15	9	23	20
日	本人の	8,627	6,978	9,902	8,893	8,299
永	住者の	9	28	45	65	105
定	住者	19,103	14,014	21,578	21,707	23,522

6-2 ブラジル人の在留資格別外国人登録者数の推移 (人)

在留資格	年	平成13	14	15	16	17
総数		265,962	268,332	274,700	286,557	302,080
教授		20	18	27	33	31
芸術		5	8	9	13	16
宗教		89	99	102	107	100
報道		1	1	1	1	3
投資・経営		15	12	13	17	22
法律・会計業務		－	－	－	－	－
医療		－	1	1	1	－
研究		7	14	9	11	13
教育		1	2	3	7	9
技術		35	39	41	46	54
人文知識・国際業務		67	71	76	81	97
企業内転勤		35	39	45	45	48
興行		253	241	251	233	220
技能		59	62	62	70	82
文化活動		12	18	5	7	10
短期滞在		1,351	1,172	1,076	975	872
留学		360	378	365	351	336
就学		58	55	60	58	58
研修		161	143	145	124	185
家族滞在		347	353	408	405	432
特定活動		22	22	71	92	171
永住者		20,277	31,203	41,771	52,581	63,643
日本人の配偶者等		97,262	90,732	85,482	82,173	78,851
永住者の配偶者等		135	228	391	531	796
定住者		142,082	139,826	140,552	144,407	153,185
特別永住者		14	15	17	19	20
未取得者		2,922	3,254	3,470	3,958	2,491
一時庇護		－	－	－	－	－
その他		372	326	247	211	335

3 我が国の出入国管理行政の仕組み

(1) 出入国管理行政の目的と根拠法令

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）（注）は、その第1条において、「本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的とする。」と規定している。

この「出入国の公正な管理」とは、外国人の円滑な受入れと好ましくない外国人の確実な排除をバランスよく適正に実現させることを意味するものであり、この目的を達成するために、入管法は在留資格制度を整備し、高度な専門技術を有する外国人等を円滑に受け入れることとする一方で、退去強制手続を整備し、我が国で犯罪を犯す外国人等に対しては厳正に対処することとしている。

また、国際社会における我が国の責任として、近時、社会的関心を集めている難民認定制度は、昭和56年に我が国が難民条約に加入したことに伴い、出入国管理行政に含まれることとなったものである。

入管法関連の主要な法令としては、特別永住者に関する入管法の特則を定めた「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号。以下「入管特例法」という。）、入管法の実施等に関する規定を具体化した出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）、「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して」（入管法第7条第1項第2号）定められる「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」（平成2年法務省令第16号。以下「基準省令」という。）などがある。

また、在留外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的とした法律として外国人登録法（昭和27年法律第125号。以下「外登法」という。）がある。

外国人登録は、我が国に在留する外国人を対象とする点において、入管法上の在留審査と密接な関連を有しているが、具体的な外国人登録事務は法定受託事務として地方公共団体において行われていること、在留外国人でも登録義務を有しない場合があることなど、異なる部分も少なくない。

外登法関連の主要な法令としては、上記入管特例法のほか、外国人登録事務の詳細等を定めた外国人登録法施行令（平成4年政令第339号）、外国人登録法施行規則（平成4年法務省令第36号）などがある。

（注）テロの未然防止のための規定の整備、出入国管理の一層の円滑化のための規定の整備及び構造改革特別区域法による特例措置等を全国において実施するための規定の整備を行うため、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案を第164回国会に提出し、同法律は平成18年5月17日、参議院本会議において可決・成立し、同月24日に公布（平成18年法律第43号）された。なお、その概要は第2部第1章参照。

(2) すべての人の出入（帰）国手続

ア 外国人の出入国手続（注1）

日本国籍を有しない外国人（無国籍者を含む。）が我が国に入国する場合、原則として海外にある日本大使館等で取得した査証（ビザ）（注2）のある有効な旅券（パスポート）を所持した上で、出入国港（注3）において、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸許可の証印を受けなければならない。また、我が国から出国する場合は、出国の確認を受けなければならない。

上陸審査の結果、旅券や査証が偽変造されたものと認められる場合、我が国において行う予定であると申請された活動が虚偽であると認められる場合、過去に麻薬等の犯罪で刑に処せられたことがあるなど法律に列挙された上陸拒否事由（入管法第5条）に当たると認められる場合などは、上陸を拒否される。この上陸拒否事由は、日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがある外国人の入国・在留を禁止する目的で定められたものである。

このような一般的な外国人の出入国のほか、入管法は、外国人の特殊な入国形態について、特例上陸許可という簡易な上陸許可制度を定めている。

（注1）外国人が我が国の「領海又は領空に入ること」を入国、我が国の「領土内に足を踏み入れること」を上陸という。したがって、出入国港において、いわゆる「入国審査」の結果、外国人に与えられる入国・在留のための許可のことを入管法上は「上陸許可」という。

外国と国境を接している国では、入国とは外国人が国境を越えて領土内に入ることであり、これに加えて、上陸という概念を区別する必要はない。しかしながら、四方を海に囲まれた我が国においては、両者を区別して用いている。

（注2）本邦に上陸しようとする外国人の申請に基づき、日本国領事官等が、一定の条件の下に、旅券の所持人が正当な理由と資格があつて旅行するものであることを、所定の形式により当該旅券上に裏書きすること又はその裏書証明のことをいう。

（注3）外国人が出入国できる特定の港又は飛行場（入管法第2条第8号）をいう。入管法施行規則において具体的な出入国港を規定しており、平成18年6月末現在、臨時指定のものを除き、港は126、飛行場は27となっている。

イ 外国人の入国（上陸）審査

外国人が在留資格・在留期間を決定されて我が国に上陸するためには、原則として、以下のとおりの上陸のための条件を満たさなければならない（入管法第7条第1項）。

- ① 有効な旅券を所持すること
- ② 査証が免除されている場合を除き、当該旅券に有効な査証を受けていること
- ③ 我が国において行う予定であると申請された活動が虚偽のものでなく、在留資格のいずれかに該当し、かつ、一部の在留資格については基準省令で定める上陸許可基準に適合すること
- ④ 申請された在留期間が法務省令の規定に適合すること
- ⑤ 上陸拒否事由に該当しないこと

外国人が来日し、出入国港において入国審査官による上陸の審査を受けた結果、上陸のための条件に適合していると認定されなかった場合には、特別審理官（注）に引き渡されて、口頭審理を受けることになる（同法第9条第4項、第10条第1項）。

口頭審理の結果、特別審理官により上陸のための条件に適合すると認定された外国人は、直ちに上陸が許可される（同法第10条第7項）。

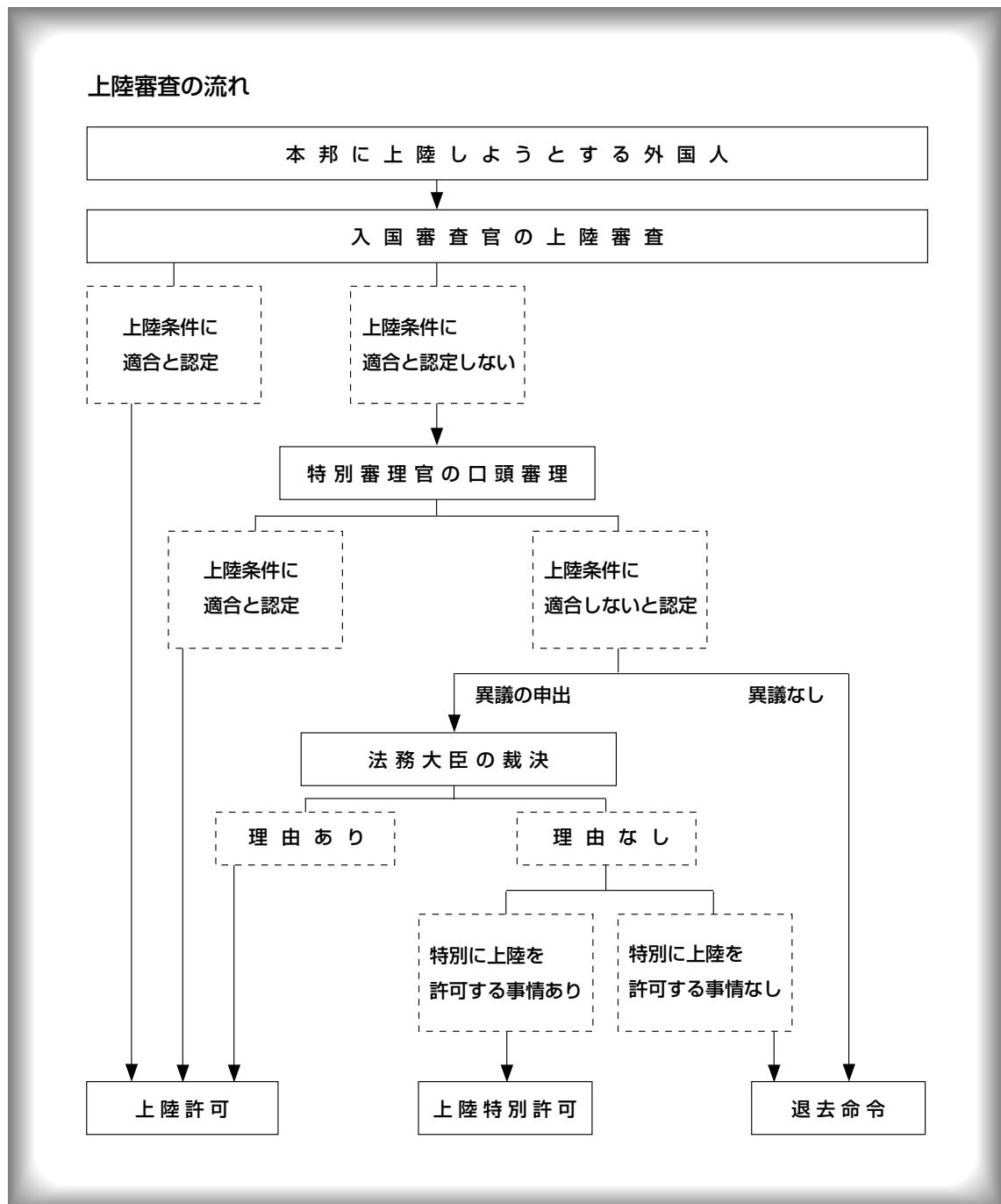
他方、上陸のための条件に適合しないと認定された外国人は、これに服するか、あるいは不服を申し立てるかいずれかを選択することになる。前者の場合は我が国からの退去命令が出されるが、後者の場合は認定後3日以内に法務大臣に異議の申出を行うことができる（同法第10条10項、第11条第1項）。

法務大臣は、特別審理官により上陸条件に適合しないと認定された外国人から異議の申出があったときは、その異議の申出に理由があるかどうか、すなわち、当該外国人が上陸条件に適合しているか否かを裁決する。当該外国人は、異議の申出に対して「理由あり」の裁決があった場合は直ちに上陸を許可されるが、「理由なし」の裁決があった場合は本邦からの退去を命ぜられ（同法第11条第3、4、6項）、退去命令を受けた外国人が遅滞なく本邦から退去しない場合には、退去強制手続が執られることになる。

なお、法務大臣は、異議の申出に「理由がない」と認める場合でも、再入国の許可を受けているとき、その他特別に上陸を許可すべき事情があると認めるときは、その外国人の上陸を特別に許可することができる（同法第12条。いわゆる上陸特別許可。なお、平成17年6月22日に公布された刑法等の一部を改正する法律（平成17年法律第66号）により、人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に入ったものであるときについても、上陸を特別に許可することができる旨明示され、同年7月12日から同部分については施行されている（第2部第3章第1節参照）。）。

このように、我が国における外国人の上陸審査手続は、中でも上陸がすぐに認められないケースについて、外国人が上陸のための条件に適合していることを自ら十分に主張・立証する機会が与えられており、その審査が慎重に行われるよう、三審制の仕組みとなっている。

(注) 入国審査官のうち、上陸審査手続及び退去強制手続における口頭審理を担当させるため、法務大臣が指定した者をいう。



ウ 入国・事前審査

(ア) 査証事前協議

査証の発給は外務省の権限であるが、有効な査証を所持することが上陸のための条件の一つとされていることから、査証の発給は出入国管理行政と密接な関係にある。

そのため、査証事務を所管する外務省と出入国管理を所管する法務省との間では、外国人の入国に関する連絡調整が図られており、個々の査証発給案件について、必要に応じて外務大臣から法務大臣に協議が行われている。この協議を受けた法務大臣は、提出された書類を検討するほか、国内の受入機関の関係者から事情を聴取することなどによって、外国人が行おうとする活動が入管法別表に掲げる在留資格に該当するかどうか、加えて、一定の活動を行おうとする外国人については、法務省令で定める上陸許可基準に適合するかどうかについて審査し、査証を発給することが適当か否かに関する意見を外務大臣に回答している。

(イ) 在留資格認定証明書

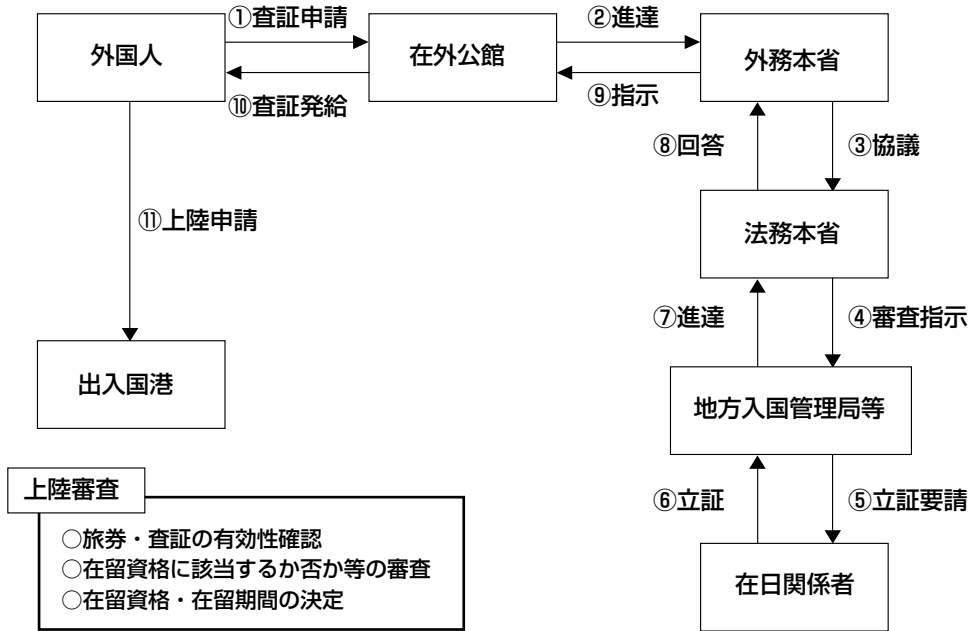
外国人は、原則として来日前に我が国の在外公館等で査証の発給を受けなければならないが、「短期滞在」の在留資格に関するもの等在外公館限りで査証が発給されるものを除いては、海外で受理した査証申請書類が我が国へ送られ、国内で審査の上、査証を発給してもよいとの意見が回付されなければ査証が発給されないため、申請から査証発給までに相当の日数を要するのが通例である。

そこで、入国審査手続の簡易・迅速化を目的とした在留資格認定証明書制度が設けられた。この制度は、平成2年施行の改正入管法により導入されたものであり、「短期滞在」及び「永住者」を除く在留資格で、外国人本人又はその代理人からあらかじめ日本国内で申請がなされた場合に、その外国人に在留資格の該当性があるか、また、一定の活動を行おうとする外国人については上陸許可基準への適合性が認められるかなど、事前に審査を行い、在留資格該当性及び基準適合性があると認めるときはその旨の証明書を交付し、その外国人はこれを提示又は提出することによって速やかに査証発給及び上陸許可を受けることができるというものである。

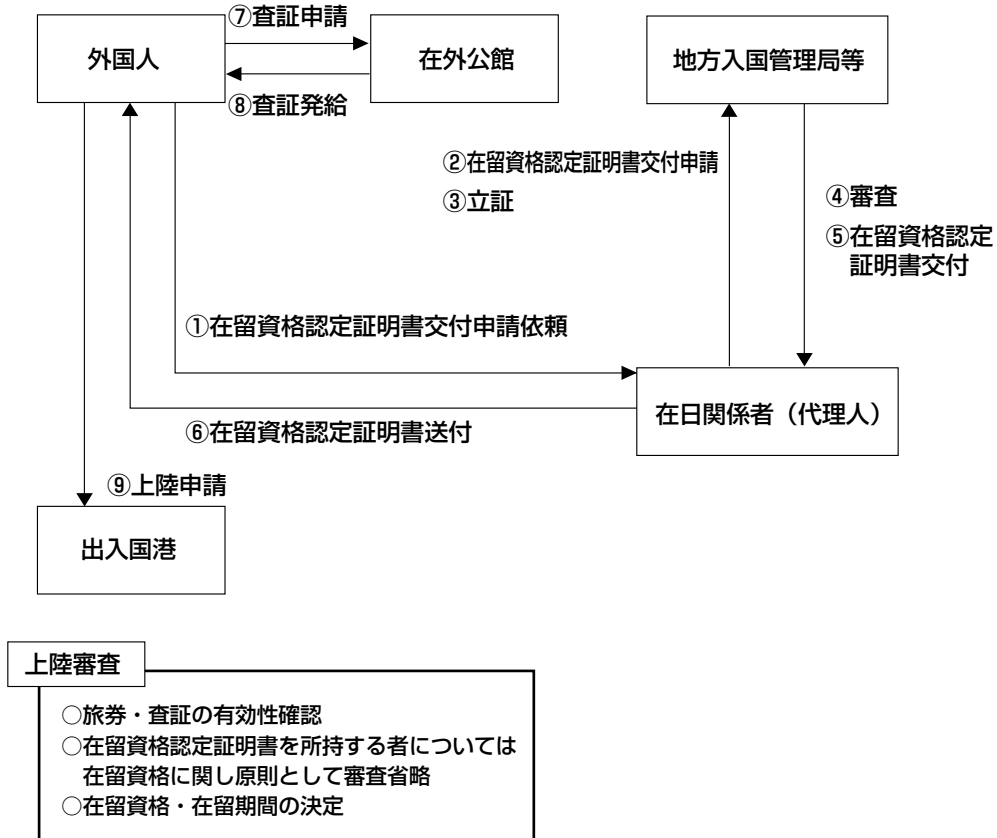
この制度では、査証事前協議制度と異なり、すべての事前審査の手続を日本国内で行うことから、書類の送付等に要する時間が大幅に省略され、手続が迅速に行われることとなる。

査証事前協議・在留資格認定証明書交付申請のの流れ

1 査証事前協議



2 在留資格認定証明書交付申請



エ 特例上陸（一時庇護のための上陸の許可を除く。）

外国人は、旅券及び査証を有していることに加えて、在留資格に関する上陸のための条件に適合し、在留資格を決定されて我が国に上陸することが原則であるが、特例上陸の許可は、この原則に対する例外として、船舶・航空機の外国人乗員や外国人乗客等に対し、一定の条件を満たす場合に、査証等を求めることなく、簡易な手続により一時的な上陸を認めるものである。その趣旨はいずれも、その目的の性格上、我が国における滞在が短期間（又は短時間）である外国人に対し、上陸手続の簡素化を図るためのものである。ただし、簡素な手続で適正な滞在を確保することの担保として、上陸時間や行動の範囲などに関して、必要な制限が課される。

（ア）寄港地上陸の許可（入管法第14条、入管法施行規則第13条）

船舶等乗り継いで他国へ行く外国人客の利便を図るものである。我が国を経由して他の外国へ行くとする外国人が、乗継ぎの際、買い物や休養等のために寄港地（空港又は海港）の近くに一時的に上陸する場合に、72時間の範囲内で与えられる。我が国が最終目的地であって経由地でない場合には、この許可の対象にはならない。

（イ）通過上陸の許可（同法第15条、同規則第14条）

船舶等の乗客の利便を図るものである。我が国の二つ以上の出入国港に寄港する船舶に乗っている外国人が、1つの寄港地で上陸し陸路で移動しながら観光した後、他の出入国港で同じ船舶に帰船して出港する場合、あるいは我が国を経由して他の国へ行くとする外国人乗客が、乗ってきた船舶・航空機の寄港地で上陸し、その周辺の他の出入国港から他の船舶・航空機で出国する場合に、それぞれ15日間及び3日間の範囲内で与えられる。

（ウ）乗員上陸の許可（同法第16条、同規則第15条、第15条の2）

船舶等の外国人乗員の利便を図るものである。船舶等に乗っている外国人乗員が、乗換えや休養等の目的で寄港地に一時的に上陸する場合に、7日間又は15日間の範囲内で与えられる。

また、頻繁に我が国の出入国港から上陸する外国人乗員のためには、数次乗員上陸許可の制度も設けられている。

（エ）緊急上陸の許可（同法第17条、同規則第16条）

船舶等に乗っている外国人乗客及び乗員の緊急事態に迅速に対処するためのものである。これら外国人が、病気、負傷等身体上の事故の治療等を受けるために上陸する必要がある場合に与えられる。

（オ）遭難による上陸の許可（同法第18条、同規則第17条）

船舶等の遭難に迅速に対処するためのものである。船舶等の遭難、不時着等により、これらに乗っていた外国人の救護その他の緊急の必要がある場合に与えられる。

オ 日本人の出帰国手続

出入国管理行政の主な役割は、外国人の出入国の管理であるが、同時にすべての人の国境を越える動きを把握する役割をも担っていることから、入管法は、日本人の出帰国手続に関しても定めている。

日本人が外国へ出国する場合、出入国港において、入国審査官から出国の確認を受け、また、帰国した場合は、入国審査官から帰国の確認を受けなければならないこととなっており、その確認は、旅券に出帰国の証印をする方法で行われている。

（3）外国人の在留審査

ア 在留資格制度

我が国に入国・在留する外国人は、原則として、入管法に定める在留資格のいずれかを有する

必要がある。この在留資格は、多岐にわたる外国人の活動をあらかじめ類型化し、どのような類型の外国人であれば入国・在留が可能であるかを明らかにしているものであり、我が国の出入国管理行政はこの在留資格制度を基本としている（注及び資料編4）。

在留資格は、現在、27種類が設けられており、それらは次のように大別できる。

(ア) その外国人が我が国で行う活動に着目して分類された在留資格（後記表の（以下同じ）①から⑤まで）

(イ) その外国人の身分や地位に着目して分類された在留資格（⑥）

前者は、その外国人が「何をするか」がポイントであり、後者は、その外国人が「誰であるか」がポイントであるといえる。

また、我が国は、専門的な技術、技能又は知識をいかして職業活動に従事する外国人の入国・在留は認めるが、これら以外の外国人労働者—いわゆる単純労働の分野で働く外国人の入国・在留は認めないこととしているので、就労活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動）ができるもの（①、②、⑤、⑥）と、原則として就労が認められないもの（③、④）に分類できる。なお⑥は、就労を目的とする在留資格ではないが、その活動に制限がないことから、就労をすることも自由なものである。

さらに、在留資格のうち、活動内容から見て我が国の産業及び国民生活に影響を与えるおそれのあるものについては、法務省令で定める上陸許可基準に適合しなければ、我が国への上陸が認められないこととなる（②、④）。

これらに在留資格を具体的な職業等を例に挙げて整理をすると次のとおりである。

(注) 外国人労働者受入れの基本方針

専門的な技術、技能、知識等をいかして職業活動に従事する外国人の在留資格等を明確にした平成2年施行の入管法において、いわゆる単純労働者に係る在留資格を設けなかった経緯について、閣議決定を経て国会に提出された提案理由説明は「(特別な技術、技能又は知識を必要としない)単純労働者の受入れに関する議論が多岐に分かれているほか、受け入れた場合における日本社会への影響が大きいと考えられるので、その問題点について引き続き十分な討議を重ね、広く国内関係各方面の意見を見極めつつ、長期的視野に立って、所要の対策を考えるべきである」と述べている。また、同改正法案を審議した衆議院法務委員会においては、「いわゆる単純労働者の受入れについては、国内の議論が多岐に分かれていることに鑑み、その是非については広く国内各方面の意見をも見極めつつ引き続き十分な検討を重ねること」との附帯決議が採択された（平成元年11月17日）。

こうした状況は今日においても変わっておらず、平成11年8月13日閣議決定「第9次雇用対策基本計画」においても「我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進する。」「いわゆる単純労働者の受入れについては、国内の労働市場に関わる問題を始めとして日本の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすとともに、送出国や外国人労働者本人にとっての影響も極めて大きいと予想されることから、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応することが不可欠である。」ことを引き続き基本方針としている。

① 上陸許可基準の適用がなく、就労活動が認められるもの

在留資格	在留期間	該当例
外交	外交活動の期間	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等、その家族
公用	公用活動の期間	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等、その家族
教授	3年又は1年	大学教授等
芸術	同上	作曲家、画家、著述家等
宗教	同上	外国の宗教団体から派遣される宣教師
報道	同上	外国の報道機関の記者、カメラマン

② 上陸許可基準の適用があり、就労活動が認められるもの

在留資格	在留期間	該当例
投資・経営	3年又は1年	外資系企業の経営者・管理者
法律・会計業務	同上	弁護士，公認会計士等
医療	同上	医師，歯科医師，看護師
研究	同上	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	同上	高校・中学校等の語学教師等
技術	同上	機械工学等の技術者
人文知識・国際業務	同上	通訳，デザイナー，私企業の語学教師等
企業内転勤	同上	外国の事業所からの事業者
興行	1年，6月，3月又は15日	俳優，歌手，ダンサー，プロスポーツ選手等
技能	3年又は1年	外国料理の調理師，スポーツ指導者，航空機等の操縦者，貴金属等の加工職人

③ 上陸許可基準の適用がなく、就労活動が認められないもの

在留資格	在留期間	該当例
文化活動	1年又は6月	日本文化の研究者等
短期滞在	90日，30日又は15日	観光客，会議参加者等

④ 上陸許可基準の適用があり、就労活動が認められないもの

在留資格	在留期間	該当例
留学	2年又は1年	大学，短大等の学生
就学	1年又は6月	高校・専修学校（高等又は一般課程）等の生徒
研修	同上	研修生
家族滞在	3年，2年，1年，6月又は3月	在留外国人が扶養する配偶者・子

⑤ 就労の可否は指定される活動の内容によるとされるもの

在留資格	在留期間	該当例
特定活動	3年，1年，6月又は法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）	外交官等の家事使用人，ワーキング・ホリデー及び技能実習の対象者等

(注) 平成18年5月24日に公布された出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律により，同年11月24日から最長の在留期間は「5年」となる（概要は第2部第1章第1節3参照）。

⑥ 身分・地位に基づく在留資格（就労活動は可能）

在留資格	在留期間	該当例
永住者	無期限	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）
日本人の配偶者等	3年又は1年	日本人の配偶者・子・特別養子
永住者の配偶者等	同上	永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している子
定住者	3年、1年又は法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）	インドシナ難民、日系人、中国残留邦人等

イ 在留審査

我が国に在留する外国人が、当初与えられた在留期間を超えて引き続き在留することを希望したり、当初の在留目的とは異なる新たな目的のために在留資格の変更を希望する場合等には、入管法に基づいてそれぞれ申請を行い、法務大臣から所定の許可を受ける必要がある。具体的には在留期間更新の許可、在留資格変更の許可、在留資格取得の許可、再入国許可、資格外活動の許可及び永住許可があり、これらの判断を行うのが在留審査である。

(ア) 在留期間更新の許可（入管法第21条）

我が国に在留する外国人が、現に有する在留資格の活動を変更することなく、在留期限到来後も引き続き滞在しようとする場合には、在留期限前までに在留期間更新の許可を受ける必要がある。

(イ) 在留資格変更の許可（同法第20条）

我が国に在留する外国人が、在留目的とする活動を変更する場合には、新たな活動に対応する在留資格への変更の許可を受ける必要がある。

(ウ) 在留資格取得の許可（同法第22条の2）

我が国で出生したり、日本国籍を離脱して外国籍となった人や、在留資格を要しないとされている日米地位協定第1条に規定する米軍人等でその身分を失った外国人が、引き続き我が国に在留しようとする場合には、在留資格取得の許可を受ける必要がある。

(エ) 再入国許可（同法第26条）

我が国に在留する外国人が一時的に出国し、再び我が国に入国しようとする場合、事前に再入国許可を受けることによって、改めて査証申請等の手続を受けることなく、現に有する在留資格及び在留期間により入国・上陸することができる。

また、再入国許可は1つの許可で1回に限り再入国できるのが原則であるが、頻繁に海外に渡航する必要のある外国人は、1つの許可でその有効期間中は何度でも出入国できる数次再入国許可を取得することも可能である。

(オ) 資格外活動の許可（同法第19条第2項）

我が国において行う活動に応じて定められた在留資格を付与されている外国人は、その在留資格に対応する活動以外の活動で「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」（就労活動）を行う場合には、あらかじめ資格外活動の許可を受ける必要がある。例えば、留・就学生が行うアルバイトが代表的なものであり、その活動が本来の在留目的である活動の

遂行を阻害しない範囲内で行われると認められるときに限り許可される。

(カ) 永住許可（同法第22条）

「永住者」の在留資格は、他の在留資格で我が国に在留する外国人からの「永住者」の在留資格への変更申請及び出生や日本国籍離脱を理由とした在留資格の取得申請に対し、一定の条件を満たすと認められる場合に付与される。

ウ 在留資格取消制度

平成16年12月に施行された改正入管法により導入された在留資格取消制度は、法律に定める取消し事由（入管法第22条の4第1項）に該当する疑いがある場合、入国審査官が事実の調査等を行い（同法第59条の2）、意見聴取の手續（同法第22条の4第2項）等を経た上で、法定の取消し事実に該当することが明らかな場合には、現に有する在留資格を取り消すことができる制度である。後述の取消し事由の①又は②により、在留資格を取り消した場合は退去強制手續を執り、③から⑤までの事由により取り消した場合は、30日を超えない範囲内で任意の出国の機会を付与する（同法第22条の4第6項）ものである。なお、本制度においては、行政法の一般法理による上陸許可等の取消しと異なり、取消しの効果を遡及させることはない。

在留資格の取消し事由は、次のとおりである。（括弧内は法第22条の4第1項の各号）

- ① 上陸拒否事由に該当する外国人が、偽りその他不正の手段により、法第5条第1項各号のいずれにも該当しないものとして、上陸許可の証印又は許可を受けた場合（第1号）
- ② 偽りその他不正の手段により、在留資格該当性がないのにそれがあるとして、上陸許可の証印等を受けた場合（第2号）
- ③ ①、②に該当するもののほか、偽りその他不正の手段により、上陸許可の証印等を受けた場合（第3号）
- ④ ①から③に該当する場合以外（申請人による偽りその他不正の手段の行使がないもの）であって、不実の記載のある文書（不実の記載のある文書又は図画の提示により交付を受けた在留資格認定証明書又は査証を含む。）又は図画の提出又は提示により、上陸許可の証印等を受けた場合（第4号）
- ⑤ 入管法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者が、正当な理由がなく3か月以上継続して当該在留資格に応じた活動を行うことなく在留している場合（第5号）

(4) 外国人の退去強制手續

出入国管理行政においては、外国人の円滑な受入れを推進する一方、我が国にとって好ましくない外国人については、国外に排除し、日本社会の安全を守り秩序を維持する必要がある。

退去強制手續は、我が国にとって好ましくない外国人を、その意に反しても国外に退去させるという強力な行政作用である。退去強制は、国際慣習法上、国家の自由裁量に属するものであるところ、我が国においては、入管法に退去強制事由及び退去強制手續が規定されており、これに基づき実施している。

退去強制手續は、入国警備官による違反調査に始まり、入国審査官の違反審査、特別審理官の口頭審理及び異議の申出に対する法務大臣の裁決の三審制の仕組みを採っており、退去強制手續を執られている外国人が、自らの容疑事実を争い、あるいは在留を希望する場合などに十分に主張できるようにし、慎重な判断がなされるようになっている。

ア 入国警備官の違反調査

違反調査は、退去強制手続の第一段階であり、入国警備官は、退去強制事由（入管法第24条）に該当すると思われる外国人（以下「容疑者」という。）があるときは、調査（違反調査）を行うことができ（同法第27条）、その結果、同事由に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは、主任審査官（注）が発付する収容令書により容疑者を収容した後、入国審査官に引渡しをなされる（同法第39条、第44条）。

（注）入国審査官のうち、収容令書又は退去強制令書の発付、仮放免及びその取消し等の権限があり、法務大臣が上級の入国審査官から指定するものをいう。

イ 入国審査官の違反審査、特別審理官の口頭審理

入国警備官から容疑者の身柄とともに事件の引渡しを受けた入国審査官は、当該容疑者が退去強制対象者に該当するかどうかの審査（違反審査）を行う（同法第45条第1項）。入国審査官が退去強制対象者に該当すると認定した場合において、その認定に不服がある容疑者は、特別審理官による口頭審理を請求することができ（同法第48条第1項）、更に特別審理官の判定に不服がある容疑者は、法務大臣に対して異議の申出をすることができる（同法第49条第1項）。

ウ 法務大臣の裁決

法務大臣は、容疑者からの異議の申出を受理したときは、異議の申出に理由があるかどうかを裁決する（同法第49条第3項）。

エ 在留の許否

（ア）在留が許可されない場合（退去強制）

違反審査から法務大臣の裁決までの手続（違反審判）が行われた結果、次の場合、主任審査官により退去強制令書が発付される。

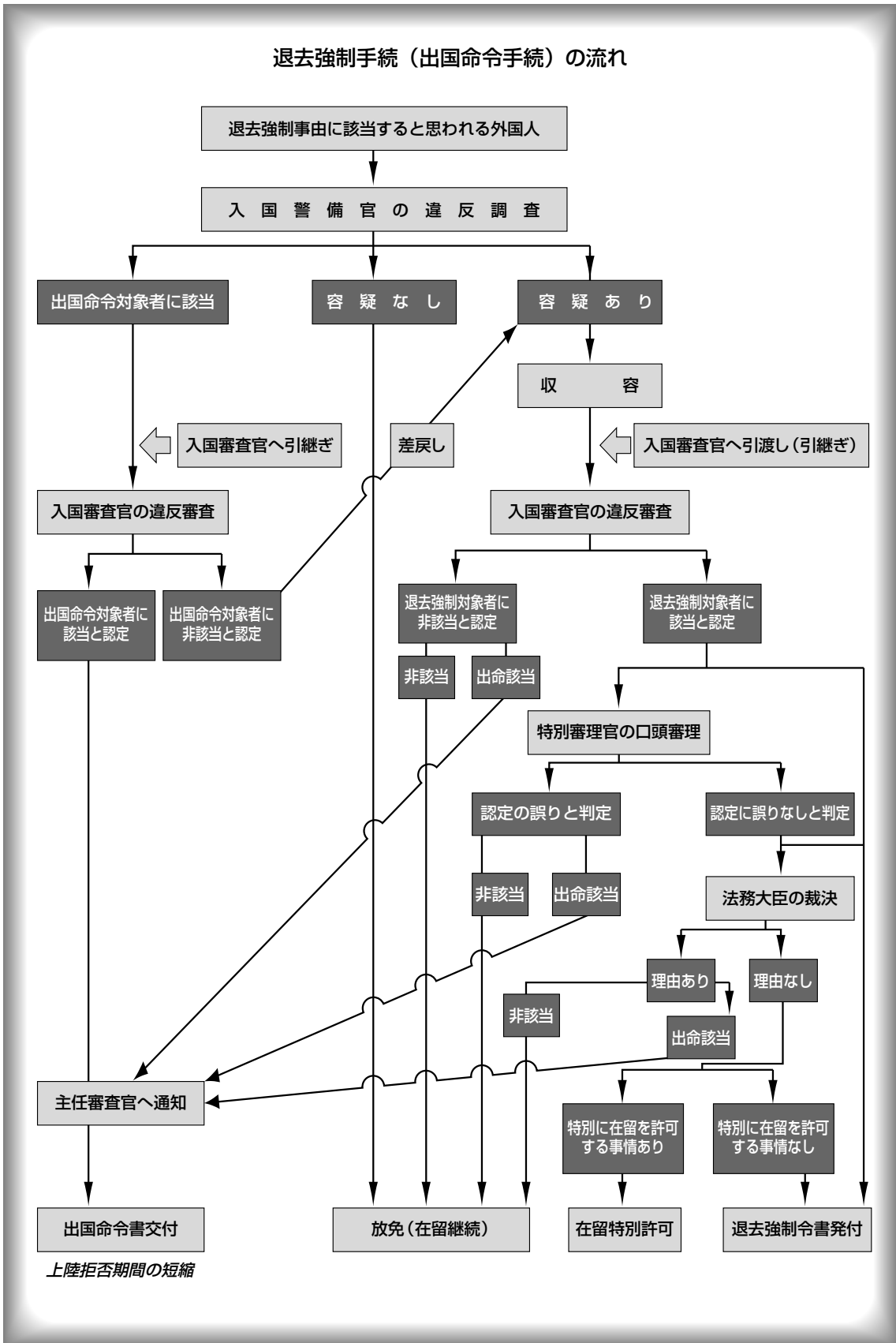
- a 入国審査官による違反審査が行われた結果、入国審査官から退去強制対象者に該当すると認定され、当該外国人がこの認定に服したとき（同法第45条第1項、第47条第5項）
- b 退去強制対象者に該当すると認定された外国人が、認定を不服として特別審理官に口頭審理を請求し、口頭審理の結果、認定に誤りがないと判定され、当該外国人がこの判定に服した場合（同法第48条第1項、同第9項）
- c 口頭審理の結果に不服がある外国人が、法務大臣に対して異議の申出を行い、その結果、異議の申出に「理由なし」と裁決された場合（同法第49条第1項、同第6項）

なお、違反審判手続において、退去強制事由に該当しないとされた場合には直ちに放免され、退去強制事由には該当するが出国命令の対象者であると判断された場合には、出国命令を受けた後直ちに放免される。

（イ）法務大臣の裁決の特例（在留特別許可）

法務大臣は、異議の申出に対する裁決に当たり、「理由がない」と認める場合でも、当該外国人が永住許可を受けているとき、かつて日本人であったことがあるとき、人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき、その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるときは、当該外国人の在留を特別に許可することができる（同法第50条第1項、いわゆる「在留特別許可」）。

退去強制手続（出国命令手続）の流れ



オ 出国命令制度

平成16年12月に施行された改正入管法により導入された出国命令制度は、入管法違反者のうち、一定の要件を満たす不法残留者について、身柄を収容しないまま簡易な手続により出国させる制度で、出国命令を受けて出国した外国人の上陸拒否期間は1年間とされている。

出国命令の対象者は、不法残留者であることが前提であり、加えて以下のすべての要件を満たしていることが必要である。

- (ア) 自ら入国管理官署に出頭したものであること
- (イ) 不法残留以外の退去強制事由に該当しないこと
- (ウ) 窃盗罪等の一定の罪により懲役又は禁錮に処せられたものではないこと
- (エ) 過去に退去強制されたこと又は出国命令を受けて出国したことがないこと
- (オ) 速やかに本邦から出国することが確実と見込まれること

(5) 難民認定手続

ア 難民条約等への加入

我が国は、昭和54年前半のインドシナ難民の大量発生を契機として、難民問題との関わりを深め、56年10月3日に難民条約、57年1月1日に難民議定書に加入した(注)。

この難民条約と難民議定書は、どのような条件にあてはまる人が難民かという定義を定め、難民に対して、締約国は条約に規定されている諸種の権利を認め、また、迫害のおそれのある領域に追放したり送還したりしてはならないことなどを定めている。

我が国では、この難民条約と難民議定書に加入するに当たって、その内容を確実に履行するためには政府全体として取り組む必要があったことから、関係機関で役割分担を協議し、その結果、我が国に来た外国人が難民条約で定義される難民かどうかを判断する難民認定の業務は、法務大臣が担当することになった(昭和56年3月13日付け「難民の地位に関する条約及び難民の地位に関する議定書の締結及びその実施について」の閣議了解)。そこで、従来の「出入国管理令」を改正し、難民認定手続について詳細に規定するとともに、法令の題名を「出入国管理及び難民認定法」に改称した(57年1月1日施行)。

なお、難民のより適切かつ迅速な庇護を図る観点から、平成16年の法改正により、難民認定制度が大幅に見直された(17年5月16日施行)。

(注) 難民条約と難民議定書

難民条約(昭和56年条約第21号)は、難民の定義を定め、締約国に、難民を迫害のおそれがある所に追放又は送還しないこと及び自国に滞在する難民については主として国内制度上の諸権利と保護を与えるべき旨を規定しており、また、難民議定書は、難民条約における難民の定義のうち「1951年1月1日以前に生じた事件の結果」の文言を削除し、難民の範囲を拡大した定義規定を置いている(昭和57年条約第1号)。

イ 難民認定手続

(ア) 定義

難民は、難民条約上「…人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの…」(第1条A(2))と定義されている。

すなわち難民と認定されるためには、①「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に」、②「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖がある」という状況が存在しなければならない。

まず、迫害の原因としては①に掲げる5つのうちの1つに該当しなければ難民とはいえない。単に経済状況を改善する目的で出国する人は難民ではなく、また、飢餓や自然災害から逃れる人も同じく同条約上の難民とはいえない。

次に②の「十分に理由のある恐怖」には、主観的・客観的要素の双方が含まれる。恐怖は心理状況なので、主観的な感覚であるが、客観的にみて申請者の供述内容に十分な信ぴょう性があるか否かも確認する必要がある、そのためには申請者の出身国の状況に関する情報が必要となる。

(イ) 仮滞在の許可

不法滞在者等の在留資格未取得外国人から難民認定申請があったときは、その者の法的地位の安定を図るため、当該外国人が本邦に上陸した日（本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあつては、その事実を知った日）から6か月以内に難民認定申請を行ったものであるとき、かつ難民条約上の迫害を受けるおそれのあった領域から直接本邦に入ったものであるとき等の一定の要件を満たす場合には、仮滞在許可を行い（入管法第61条の2の4第1項）、その間は退去強制手続が停止される（同法第61条の2の6第2項）。

仮滞在期間は原則として3か月であり仮滞在の期間が満了するまでに更新の申請をすれば、同期間は更新されるが（同法第61条の2の4第4項）、仮滞在許可を受けた者は、住居や行動範囲が制限されるほか、本邦における就労活動は禁止される（同法第61条の2の4第3項等）。

なお、仮滞在を許可されなかった在留資格未取得外国人については、難民認定手続と退去強制手続を並行して行うが、難民認定申請中は送還を行わないこととされている（同法第61条の2の6第3項）。

(ウ) 難民調査と結果に対する異議申立て

難民であることの立証責任は申請者にあるとされている（同法第61条の2第1項）が、難民認定申請者は一般に、我が国においてその立証をすることが困難な場合の多いことを考慮しなければならない。そこで、申請者の提出した資料のみでは適正な難民の認定ができないおそれがある場合には、難民調査官が事実の調査をすることになっている（同法第61条の2の14）。

法務大臣は、難民の認定をしたときは、その外国人に対し難民認定証明書を交付し、認定をしないときは、当該外国人に対し理由を付した書面をもって、その旨を通知する（同法第61条の2第2項）。

難民と認定されなかった者又は難民の認定を取り消された者は、その処分に不服があれば、法務大臣に対し異議申立てをすることができる（同法第61条の2の9）。

平成17年5月に施行された改正入管法により、手続の公正性・中立性・透明性をより高めるために「難民審査参与員制度」が導入され、法務大臣が異議申立ての決定を行うに当たっては、法律や国際情勢等についての学識経験者から選任された難民審査参与員の意見を聴かなければならないこととされた（同法第61条の2の9第3項）。

(エ) 難民認定の効果

難民として認定された者が在留資格未取得外国人であった場合、本邦に上陸後6か月以内に難民認定申請をしたこと等一定の要件に適合する場合には、一律に定住者の在留資格の取得を許可し、これらの要件に該当しない場合であっても、その者の在留を特別に許可すべき事情がある場合には在留を特別に許可することとなっている（同法第61条の2の2第1項、第2項）。

また、難民と認定された外国人は、入管法上の効果として、難民旅行証明書の交付を受け
ることができ、永住許可要件の一部が緩和される（同法第61条の2の11）。

さらに、社会保障の面からみると、原則として自国民あるいは一般外国人と同じ取扱いが
行われ、そのために、国民年金や児童扶養手当などの受給資格を得られることとされている。

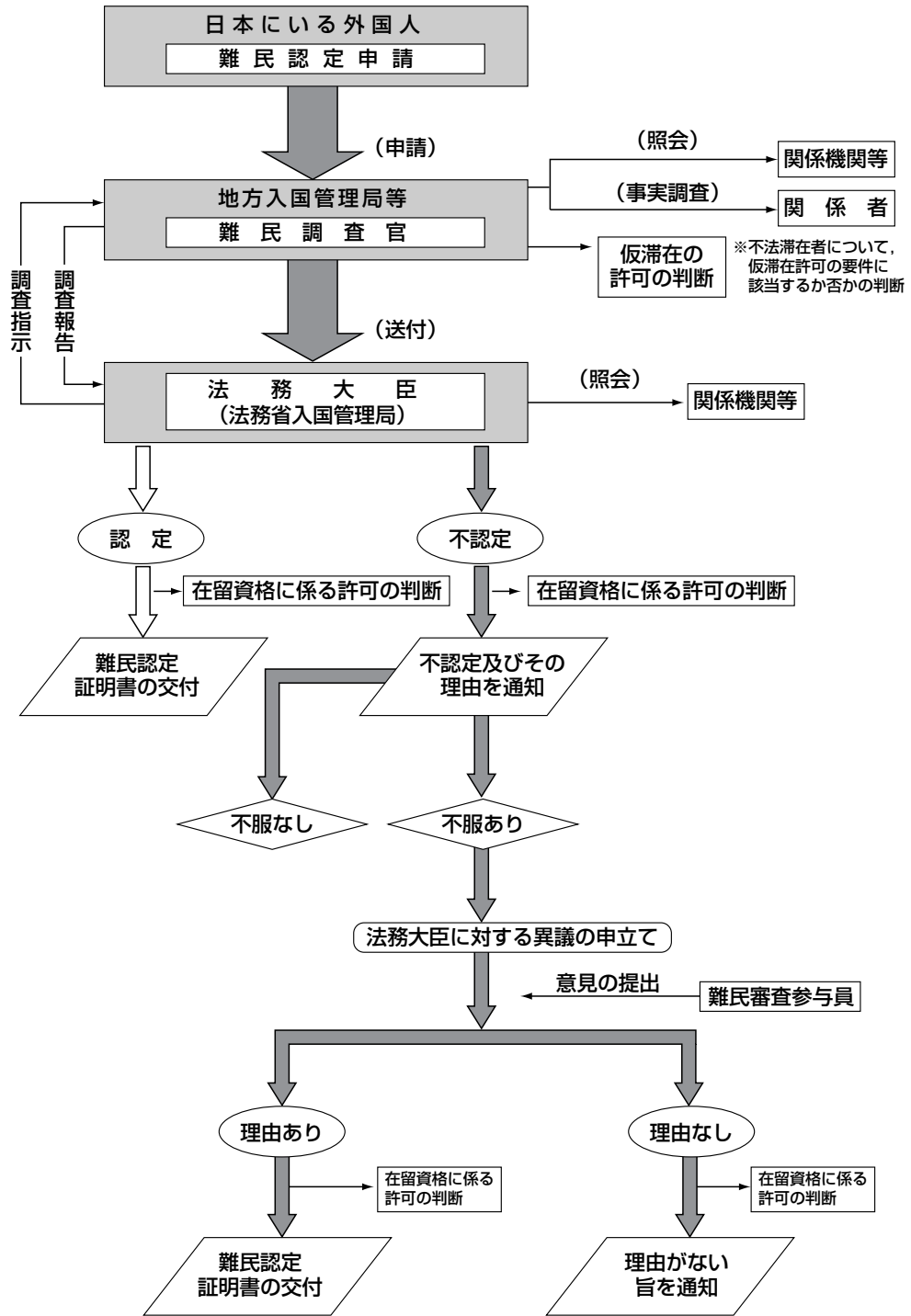
（オ）一時庇護のための上陸の許可

外国人の特例上陸許可の1つとして規定されている一時庇護のための上陸の許可（同法第18
条の2）は、昭和56年の入管法改正により新設されたものであり、その当初は主として、船舶
により我が国に到着したボート・ピープルに与えられた。

この一時庇護のための上陸許可は、船舶等に乗っている外国人が難民条約に規定する5つの
理由その他これらに準ずる理由により、難民に該当する可能性があり、かつ、その外国人を一
時的に上陸させるのが相当であると思料するときに、入国審査官が許可することができ、上陸
期間は、6月を超えない範囲内で定める（入管法施行規則第18条第4項）。この際、その外国
人が旅券を所持していない場合や偽変造旅券で上陸の申請を行った場合についても、その制度
の趣旨に照らして一定の要件を満たせば一時庇護のための上陸の許可が与えられる。

この許可を与えられて上陸した外国人は、その後我が国において難民認定申請を行うか、何
らかの在留資格の取得を申請することが想定されているが、第三国での定住を希望して出国す
ることもある。

難民認定業務図解



(6) 外国人登録制度

日本人については、戸籍の編製、住民基本台帳の作成がなされ、その身分関係や居住関係が明確にされているが、外国人は日本人と異なり、当然に我が国に在留できるわけではなく、我が国に在留するためには日本政府の許可を必要とするものである。そこで、身分関係や居住関係を明確にする前提として、個々の外国人がどのような内容の入国・在留の許可を受けているかなどを正確に把握する必要がある。このような日本人と外国人の我が国における基本的な法的地位の違いから、戸籍法や住民基本台帳法とは異なる制度が必要とされ、外国人登録制度と呼ばれる制度が定められている。

この外国人登録制度は、「外国人登録令」(昭和22年勅令第207号、同年5月2日公布・施行。)によって発足したが、昭和27年4月28日、平和条約の発効と同時に公布・施行された外国人登録法(昭和27年法律第125号)に引き継がれ、その後累次に及ぶ改正を経て現在に至っている。

同法は、その目的を、第1条において「この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。」と規定している。

制度の内容については、時代によって登録事項や登録証明書(注1)の切替期間等に変更があるが、現行制度では、我が国に入国した外国人は上陸した日から90日以内に、また、我が国で出生し、又は日本国籍を離脱するなどして外国人になった者はその日から60日以内に、居住地の市区町村長に対し外国人登録の申請をしなければならないこととされている。

登録原票(注2)については原則非公開であるが、その管理に関して明文で規定され、一定の関係者に対して一定の範囲でその内容の開示が認められている。

登録事項は、「氏名」、「生年月日」、「国籍」、「居住地」、「職業」、「在留の資格」等20項目あるが、永住者及び特別永住者については「職業」及び「勤務所又は事務所の名称及び所在地」を、また、入管法の規定により1年未満の在留期間を決定され、その期間内にある外国人については家族事項を登録事項から除外している。

また、16歳以上の外国人は、交付された登録証明書の常時携帯を義務付けられているとともに、原則として新規登録又は登録事項の確認を受けた日の後の5回目の誕生日(永住者又は特別永住者の場合は7回目)から30日以内に確認申請を行うこととなっている。

外登法に規定する市区町村の外国人登録事務は、法定受託事務とされている。そのため、入国管理局と市区町村の間で直接的な関係を有しつつ、的確な全国的基準に沿った処理を確保するため、入国管理局(国)は市区町村に対して処理基準を示し、あるいは技術的助言・勧告ができることになっている。

(注1) 本邦に在留する外国人から居住地の市区町村に新規登録申請等が行われたときに、市区町村長が外国人に対し交付する外国人登録証明書の略称である。

(注2) 我が国に在留する外国人の居住関係及び身分関係に係る外登法上の原簿である外国人登録原票の略称である。

4 在留資格一覧表及び在留期間一覧表

(1) 在留資格一覧表

入管法別表第一（第2条の2，第19条関係）

一

在留資格	本邦において行うことができる活動
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員，条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項の下欄に掲げる活動を除く。）
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究，研究の指導又は教育をする活動
芸術	収入を伴う音楽，美術，文学その他の芸術上の活動（二の表の興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動

二

在留資格	本邦において行うことができる活動
投資・経営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む。以下この項において同じ。）若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わつてその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができな ^い こととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。）
法律・会計業務	外国法事務弁護士，外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動
医療	医師，歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（一の表の教授の項の下欄に掲げる活動を除く。）
教育	本邦の小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，盲学校，聾 ^{ろう} 学校，養護学校，専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動
技術	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学，工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動（一の表の教授の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項，医療の項から教育の項まで，企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学，経済学，社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項，芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項から教育の項まで，企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）

企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動を除く。）
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動

三

在留資格	本邦において行うことができる活動
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（四の表の留学の項から研修の項までの下欄に掲げる活動を除く。）
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動

四

在留資格	本邦において行うことができる活動
留学	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において12年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動
就学	本邦の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校（この表の留学の項の下欄に規定する機関を除く。）若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動（この表の留学の項及び就学の項の下欄に掲げる活動を除く。）
家族滞在	一の表、二の表又は三の表の上欄の在留資格（外交、公用及び短期滞在を除く。）をもつて在留する者又はこの表の留学、就学若しくは研修の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

五

在留資格	本邦において行うことができる活動
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動

（注）平成18年5月24日に公布された出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律により、構造改革特別区域法において在留資格に関する特例措置として規定されている特定研究活動及び情報処理活動並びにこれに準ずる外国人教授の教育活動等は、いずれも入管法の在留資格「特定活動」として規定され、同規定は同年11月24日から施行される（概要は第2部第1章第1節3参照）。

別表第二（第2条の2，第19条関係）

在留資格	本邦において有する身分又は地位
永住者	法務大臣が永住を認める者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者

定 住 者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者
-------	-----------------------------------

(2) 在留期間一覧表

入管法施行規則別表第二

在 留 資 格	在 留 期 間
外 交	法別表第一の一の表の外交の項の下欄に掲げる活動(「外交活動」と称する。)を行う期間
公 用	法別表第一の一の表の公用の項の下欄に掲げる活動(「公用活動」と称する。)を行う期間
教 授	3年又は1年
芸 術	3年又は1年
宗 教	3年又は1年
報 道	3年又は1年
投 資・経 営	3年又は1年
法律・会計業務	3年又は1年
医 療	3年又は1年
研 究	3年又は1年
教 育	3年又は1年
技 術	3年又は1年
人文知識・国際業務	3年又は1年
企 業 内 転 勤	3年又は1年
興 行	1年, 6月, 3月又は15日
技 能	3年又は1年
文 化 活 動	1年又は6月
短 期 滞 在	90日, 30日又は15日
留 学	2年又は1年
就 学	1年又は6月
研 修	1年又は6月
家 族 滞 在	3年, 2年, 1年, 6月又は3月
特 定 活 動	1 法第7条第1項第2号の告示で定める活動を指定される者にあつては, 3年, 1年又は6月 2 1に掲げる活動以外の活動を指定される者にあつては, 1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間
永 住 者	無期限
日本人の配偶者等	3年又は1年
永住者の配偶者等	3年又は1年
定 住 者	1 法第7条第1項第2号の告示で定める地位を認められる者にあつては, 3年又は1年 2 1に掲げる地位以外の地位を認められる者にあつては, 3年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間

(注) 「特定活動」については、平成18年5月24日に公布された出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律により、同年11月24日から最長の在留期間は「5年」となる(概要は第2部第1章第1節3参照)。

5 第3次出入国管理基本計画の概要

第3次出入国管理基本計画のポイント

出入国管理基本計画とは

入管法第61条の10に基づき、法務大臣が、外国人の入国・在留の管理に関する施策の基本となるべき計画として、①入国・在留する外国人の状況、②外国人の入国・在留管理の指針、③その他の施策を定めることとされている。

外国人の入国・在留をめぐる顕著な状況

1 外国人の入国の状況

- 外国人入国者数は増加傾向。平成16年に過去最高の約676万人を記録。観光立国実現への取組等により、今後も増加見込み。
- 偽変造文書発見件数は増加傾向。手口の悪質・巧妙化のおそれ。

2 外国人の在留の状況

- 外国人登録者数は年々増加。平成15年に過去最高の約192万人を記録。特別永住者数が減少する一方、ニューカマーの増加等により、今後も増加見込み。

3 不法滞在者の状況

- 不法残留者数は平成5年をピークに減少し、平成17年1月現在約21万人と推計。不法入国者約3万人と合わせて約24万人の不法滞在者が存在。
- 不法残留者数の減少率は低下。その要因は、不法就労者の流入圧力が依然と高いほか、不法就労期間の長期化、不法滞在者の地方拡散化、ブローカーの関与等。

出入国管理行政の主要な課題と今後の方針

我が国が必要とする外国人の円滑な受入れ

1 専門的・技術的分野における外国人労働者の受入れの推進

- 経済、社会の変化に応じ、在留資格等の整備を行い、積極的に受入れを推進。
- 特に高度な人材については、在留期間の伸長等を実施。

2 人口減少時代への対応

- 人口減少下においても、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れ推進が重要。
- 専門的、技術的分野とは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについては、受入れによる正負両面の効果を検証しつつ検討。

3 観光等による国際交流の拡大

- 不法滞在の問題に留意しつつ、出入国手続を円滑化。

4 留学生、就学生の適正な受入れ

- 真に我が国での勉学を目的とする者の受入れを促進し、留学生を偽装する者等には厳格に対処。

5 研修・技能実習制度の適正化

- 制度の趣旨の周知・徹底及び運用の適正化を推進。
- 在留資格や上陸許可基準等について見直しを検討。

6 長期にわたり我が国社会に在留する外国人への対応

- 永住許可要件の明確化・透明化、情報提供の充実等を通じ、外国人が安心して暮らしやすい社会の実現に貢献。

7 外国人の円滑な受入れのためのその他の課題

- 手続の簡素化・迅速化、積極的な広報の実施。

強力な水際対策の推進及び不法滞在者の大幅な縮減を通じた我が国の治安を回復するための取組

1 水際対策の推進

- 問題点の分析等を通じた厳格な上陸審査等を実施。
- バイオメトリクス（生体情報認証技術）を活用した出入国審査の実施に向けた検討。

2 厳格な在留審査

- 実態調査の積極的な実施、在留資格取消制度の積極的な活用等。

3 綿密な情報分析と関係機関と連携した強力な摘発

- 情報の収集及び綿密な分析を通じた積極的な摘発の推進。

4 収容施設の活用と早期送還の実施

- 収容能力を強化、関係各国への働き掛けを通じ、不法滞在者の送還の一層の円滑化、迅速化。

5 効率的な退去強制手続及び違反抑止のための制度の見直し

- 出国命令制度の活用等のほか、入管法の違反事実を争わない者に係る退去強制手続の簡素化等について検討。

6 法違反者の状況に配慮した取扱い

- 人身取引の被害者など人道的配慮を要する者には適切に対応。

その他の主要な課題

- 情報の収集・分析機能の強化を含めた出入国管理体制の整備を継続。
- 国際協力の更なる推進、難民認定制度の適正な運用、外国人登録制度の適切な運用。

6 第3次出入国管理基本計画（抜粋）

I はじめに

平成12年3月の第2次出入国管理基本計画策定後の出入国管理行政を取り巻く状況の変化を見ると、外国人旅行者の訪日促進を通じた観光立国実現への取組、高度人材を始めとする専門的、技術的分野における外国人労働者の一層の受入れなど我が国が歓迎すべき外国人の受入れ促進が求められており、また、我が国の生産年齢人口は既に減少を始め、加えて、平成18（2006）年をピークにして、総人口も減少すると見込まれており、この人口減少時代における出入国管理行政の在り方を示す時期に来ている。

その一方で、依然として高水準で推移する不法滞在者が社会面・治安面で問題化しており、平成20年までの目標である不法滞在者の半減に向けて、これまでにない強力な対策を講ずることが喫緊の課題となっている。また、平成13年9月に発生した米国同時多発テロ事件を契機として、テロリスト等の国際間の移動を水際で確実に阻止することが国の内外において一層重要な課題となっている。

こうした状況の変化に対して、出入国管理行政の施策の基本となるべき事項を内外に示し、的確に対応していくため、第2次出入国管理基本計画の策定から5年となる今、第3次出入国管理基本計画を策定することとした。

本計画は、当面5年の期間を想定して策定したものであるが、出入国管理行政を取り巻く今後の情勢の変化に対応して、5年を経過する以前においても必要に応じて見直していくこととする。

III 出入国管理行政の主要な課題と今後の方針

1 我が国が必要とする外国人の円滑な受入れ

（1）専門的、技術的分野における外国人労働者の受入れの推進

ア 専門的、技術的分野における外国人労働者の受入れの基本的な対応

専門的、技術的分野の外国人労働者については、専門知識、技術等を有し、我が国の経済社会の活性化に資することから、これまでも積極的な受入れを図っているが、現行の在留資格や上陸許可基準に該当しないものでも、専門的、技術的分野と評価できるものについては、経済、社会の変化に応じ、産業及び国民生活に与える影響等を勘案しつつ、在留資格や上陸許可基準の整備を行い、積極的な受入れを進めていく。

例えば、国内法制との整合性に留意しつつ、国際的なビジネス活動の活発化の中で必要とされる長期出張者など新たな形態の在留活動に対応する在留資格を検討していく。また、情報処理技術に関する資格・試験の相互認証を通じた受入れを今後とも進めていくとともに、他の分野においても、例えば、相互認証を含め、資格・試験等を活用することを通じて専門性、技術性を確保しつつ、今後我が国の国際競争力を維持するためにも必要となる高い付加価値を生み出す外国人労働者を適切に受け入れるため、在留資格要件の緩和等の見直しを行う。

また、我が国の看護師国家資格を有する外国人看護師については、我が国での滞在は研修目的で4年間までとされている現行の就労期間制限を緩和して受入れの拡大を図っていく。我が国の国家資格を有する外国人医師については、就労場所の制限や、我が国での滞在は研修目的で6年までとされている就労期間制限の緩和を図っていく。外国政府との間で、一定の数の相手国の医師又は歯科医師を相互に受け入れ合う旨を文書により確認し、英語による

国家試験に合格した後我が国において診療対象を外国人に限定する等の条件の下で診療行為を行う外国人医師・歯科医師については、その受入れが外国人の住みやすい環境を整備することにもつながると考えられることから、今後の協定の締結状況等も踏まえつつ、上陸許可基準の整備を行う。

なお、各国との間で進められているEPA（経済連携協定）締結交渉において、「人の移動」に係る事項も主要な論点となっており、専門的、技術的分野と認められるものについては、その円滑な受入れを積極的に図ることとし、必要に応じて不法就労等の問題を防止するための方策も含め、その受入れの枠組みについて関係府省と連携して検討していく。

イ 高度人材の受入れ促進

経済のグローバル化や産業の高度化に伴い、世界で通用する専門的な知識や技術等を有する優秀な外国人の国際的な人材獲得競争は激しくなっている。そのような高度人材が実際に我が国に入学し、定着するか否かは、個々の企業の雇用条件などの我が国の経済的な魅力や生活環境等による影響が大きいが、そうした高度人材は我が国の経済社会にとって多大なる貢献が期待できることから、出入国管理行政としてもその獲得・定着化のための方策を講ずる必要性が増している。そこで、現在も積極的な受入れを図っている専門的、技術的分野の外国人のうち、例えば、各国がその専門的な知識や技術の獲得を争うような、より高度な知識や技術を有する外国人など、高度人材といえる範囲について検討した上で、以下のような措置を順次実施していく。

（ア）在留期間の伸長等

現在、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年とされ、行っている活動を継続している場合には回数の制限なく更新は可能であるが、経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、1回の許可でより長期間の在留期間を決定することとし、安定的に我が国で活動しやすい方策を構築する必要性が指摘されている。

一方で、不法滞在者のみならず、正規の在留資格を有しながら本来の目的とは異なる活動を行う偽装滞在者の存在が大きな問題となっていることから、雇用機関を限定するなど、問題を発生させないための制度を構築する必要がある。この際には、平成17年度中に実施することとされている構造改革特別区域制度における外国人研究者受入れ促進事業の全国展開と並行して、雇用機関等に一定の責任・義務を課すことについても検討する。

その上で、在留期間を伸長しても不法就労等の問題を発生させない仕組みを確立することを前提に、高度人材の在留期間の伸長を図っていく。また、併せて高度人材に含まれない専門的、技術的分野の在留資格に係る在留期間の伸長についても検討していく。

（イ）永住許可要件の緩和と明確化・透明化

我が国が歓迎すべき外国人の中でも特に優秀な人材である高度人材については、我が国への入学、定着、永住を促進する施策を採ることが社会全体にとって有益と考えられる。そこで、我が国が高度人材の受入れを歓迎している姿勢を外国人のみならず社会に示すためにも、永住許可要件を明確化した上で公表し、高度人材の定着化を促進していくとともに、高度人材に対する永住許可要件の緩和について、上記（ア）の高度人材の在留期間の伸長と併せて検討していくこととし、その際には、在留期間の更新に係る負担の軽減についても検討していく。

（2）人口減少時代への対応

我が国の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計（中位推計）によれば、平成18（2006）年に1億2,774万人でピークに達した後、以後長期の人口減少過程に入り、平成62（2050）年には約1億60万人になると予測されている。また、生産年齢人口は既に平成7（1995）年の8,717万人をピークに減少に転じており、平成62（2050）年には5,389万人にまで減少すると予測されている。これを単純に外国人の受入れだけで補完しようとするならば、例えば生産年齢人口のピークを維持するためにはピーク時以降毎年約65万人の外国人の受入れが必要になると試算されているが、単に量的に外国人労働者の受入れで補おうとするのは適切ではない。

少子・高齢化に伴う人口減少社会への対応は、少子化対策、女性・高齢者の労働力率向上対策など様々な他の分野の施策と併せて検討されるべきものであるが、出入国管理行政としても、人口減少時代における外国人労働者受入れの在り方を検討すべき時期に来ていると考えられる。

生産年齢人口が大幅に減少していく中においては、まず、専門的、技術的分野における外国人労働者の受入れを一層積極的に推進していくことが重要であり、専門的、技術的と評価できるものについては、経済、社会の状況の変化に応じ、在留資格や上陸許可基準の見直しを行っていく。

さらに、そのような生産年齢人口の減少の中で、我が国経済の活力及び国民生活の水準を維持する必要性、国民の意識及び我が国の経済社会の状況等を勘案しつつ、現在では専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについて着実に検討していく。その際には、新たに受入れを検討すべき産業分野や日本語能力などの受入れ要件を検討するだけでなく、その受入れが我が国の産業及び国民生活に与える正負両面の影響を十分勘案する必要がある。その中には例えば国内の治安に与える影響、国内労働市場に与える影響、産業の発展・構造転換に与える影響、社会的コスト等多様な観点が含まれる。

なお、高齢化が進行する中で必要とされる介護労働者については、EPA（経済連携協定）に基づく受入れの状況を見極め、また、この分野が日本人の雇用創出分野と位置付けられていることも踏まえつつ、その受入れの可否、受け入れる場合の方策について検討していく。

いずれにしても、人口減少、少子・高齢化への対応は、単一の行政分野だけで解決できる問題ではなく、技術革新のための取組など産業分野を含めた様々な分野の施策の連携が不可欠であり、その中で、出入国管理行政としても様々な要望を考慮しつつ検討を進めていくこととする。

（3）観光等による国際交流の拡大

ア 観光立国への貢献

我が国は、観光の分野において、海外への旅行者数が世界第11位を占める一方で、我が国を訪れる外国人旅行者数は世界第33位にとどまっており、大きな不均衡が生じている状態にある。

そこで、現在、我が国を訪れる外国人旅行者を2010年までに倍増させることを目標に、政府として観光立国の推進に取り組んでいる。

観光立国を実現させるため、平成15年4月に、有識者で構成された観光立国懇談会において「住んでよし、訪れてよしの国づくり」を副題とする報告書が取りまとめられ、これを受けて、同年7月には、全閣僚を構成員とする観光立国関係閣僚会議において、「観光立国行動計画」を策定し、具体的な方策を示している。また、平成16年11月には、学識経験者で構成された「観光立国推進戦略会議」において、観光立国実現のための施策を効果的

総合的に実施するための55の提言が取りまとめられた。出入国管理行政においても、不法滞在等の問題に留意しつつ、訪日外国人旅行者の円滑な出入国手続の実施を通じて、観光立国の実現に貢献していく。

そこで、訪日観光客を始めとした外国人入国者の円滑な上陸審査の実現のため、セカンダリ審査（2次的審査）の導入、プレクリアランス（事前確認）の実施等により、メリハリのきいた厳格な審査を確保した上で、大多数の善良な外国人の上陸審査における待ち時間の短縮を目指していく。

（4）留学生、就学生の適正な受入れ

留学生、就学生は、我が国と諸外国との相互理解を一層増進させ、友好関係を深化させる役割を担うことが期待されていることから、「未来からの大使」とも言われている。我が国に留学、就学しようとする外国人は、我が国に興味を持って、留学先、就学先に我が国を選び、我が国の文化に触れながら我が国で学んだという意味で、将来、我が国のよき理解者となり得る人材と考えられる。また、そのような外国人が専門的な知識や技術を習得し、日本国内や世界各国で活躍することは、経済、文化の両面から我が国の発展を支える基礎となると考えられることから、留学生、就学生の受入れを、今後とも積極的に進めていく必要がある。

しかしながら、我が国が留学生政策として昭和58年に策定した「留学生受入れ10万人計画」は平成15年に達成された一方で、真の入国目的は我が国での就労であるにもかかわらず、留学生、就学生を偽装して入国・在留を図るケースや、入国後、経済的事情等のため不法就労や犯罪に走るケースも少なからずあることから、今後は、質的な面での向上が求められている。

今後、真に我が国での勉学を目的とし、将来の我が国の理解者として各界で活躍する人材を留学生、就学生として受け入れるためには、大学等の教育機関における教育内容の充実が図られるとともに、適切な入学者選抜の実施や在籍管理が行われることが不可欠である。また、留学生、就学生が学習意欲を高め、安心して勉学に専念できるよう、奨学金制度の充実、宿舎の確保などその環境の整備充実や、大学教育の質の向上が図られる必要がある。

出入国管理行政とこれらの施策との連携は不可欠であり、例えば、日本留学試験、日本語能力試験の結果等の活用や、不法残留等の状況に応じたメリハリのある審査などを通じ、真に我が国での勉学を目的とし、能力を有し、勉学を継続できる環境の整っている留学生、就学生の受入れを促進し、留学生、就学生を偽装する等の外国人に厳格に対処することで適正な受入れを確保するとともに、優秀な学生が大学等を卒業後、就労資格への変更を希望する場合の手続の円滑化など、質の高い留学生、就学生の受入れに貢献していく。

（5）研修・技能実習制度の適正化

ア 制度の趣旨にのっとった運用の適正化

研修・技能実習制度は、受入人数も年々増加し、製造業を中心に産業界で広く普及しつつある制度である。しかしながら、研修生・技能実習生を単なる低賃金労働者として扱うなど、学習である「研修」と雇用関係の下での技術等の修得である「技能実習」というそれぞれの制度の趣旨が受入れ団体・企業、研修生・技能実習生本人及び外国の送出機関に十分に理解されていないケースがある。そこで、監査担当者に対する積極的な指導の実施を始め、制度の趣旨の周知・徹底を図るとともに、必要に応じて労働行政とも連携しながら、実態調査の強化など厳格な審査を行い、本人に責のない研修生・技能実習生の保護に配慮しつつ、不正行為を行った機関は3年間の受入れ停止とするなど、制度の趣旨にのっとった運用の適正化を図っていく。

その際、現行制度下において、開発途上国等への技術移転による国際貢献に成功している事例を分析し紹介するなどして、受入れ機関が改善に取り組む方向性を示していく。

イ 制度の見直し

研修・技能実習制度を適正かつ円滑に推進し一層充実させていくためには、上記のような運用の適正化だけでなく、関係府省とも連携しつつ、制度自体の見直しも併せて行う必要がある。具体的には、第2次出入国管理基本計画においても検討の方向性を示していた技能実習に係る在留資格の創設のほか、実務研修中における法的保護の在り方等の制度の見直しについて、適正かつ円滑な技術移転を推進するという観点に十分配慮しつつ、検討していく。また、問題の少ない企業単独型研修については企業活動の変化等に応じた基準の緩和を、問題の多く発生している団体監理型研修については、その状況に応じた適正化を図るため、受入れ団体の監理責任を強化するなど、基準の厳格化を検討していく。技能実習の対象職種については、国際貢献に資する観点から、幅広く対象職種を見直していくとともに、関係府省と協力し、これらの要望に円滑かつ迅速に対応できる方法を引き続き検討していく。これらの検討の際には、研修生・技能実習生本人、研修生等の送出国及び受入国である我が国にとって望ましい透明かつ適正な制度を確立し、技能・技術の移転を推進していくという観点が含まれる。

(6) 長期にわたり我が国社会に在留する外国人への対応

長期にわたり我が国に在留する外国人は、観光等の一時的な滞在者と異なり、地域社会との関わりを持つ住民であり、こうした生活者としての外国人への対応は、その増加に伴って一層重要となってきた。これらの外国人のうち、我が国に永住しようとする外国人に対しては、永住許可要件の明確化・透明化を図っていく。

また、外国人が住みやすい環境作りを進めていくためには、日系人が多く在留する地域で見られるような生活環境の問題等に適切に対処する必要があることから、労働、教育、福祉に係る支援施策等様々な分野の施策の連携が不可欠であり、このため、地方公共団体等の取組なども参考に、国全体としての方策を検討していく必要がある。その際には、外国人が我が国で様々な活動を行っていく上で、日本語によるコミュニケーション能力が重要であることから、国内外の外国人に対する日本語教育・普及施策を担う関係府省との連携を深めていくとともに、今後の受入れの在り方の検討を含め、出入国管理行政としても役割を果たしていく。我が国に外国人が住みやすくするためには、例えば、外国人医師の受入れによる母国語での医療提供の機会を提供することを通じて、外国人が安心して暮らしやすい日本を実現していくことなどが考えられる。

さらに、外国人と関わる機関は幅広く、必ずしも日本語や我が国の行政組織に詳しくない外国人にとっては、行政サービスを受ける場合に、相談窓口が不明であることなども考えられることから、ホームページの機能の拡充や、関係行政機関及び外国人に対する支援活動を行う民間団体等と協力し、例えば、地域単位で情報交換、情報提供等を行う連携体制の構築といった取組への参画や、各地方入国管理局の窓口には置かれた外国人在留総合インフォメーションセンターにおいて、他行政に関する相談も受け付け、然るべき行政機関を紹介するなど、外国人の生活を支援するための方策の可能性についても検討していく。

- 2 強力な水際対策の推進及び不法滞在者の大幅な縮減を通じた我が国の治安を回復するための取組
我が国における不法滞在者数は、現在、約24万人と推計されているが、近年、外国人犯罪の深

刻化が進み、その態様も、侵入強盗等の凶悪なものが増加しているほか、暴力団と連携して犯罪を敢行している例も見られるなど、不法滞在者の存在が外国人犯罪の温床となっているとも指摘されている。

このような状況に対処するため、平成15年12月の犯罪対策閣僚会議において決定された「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」においても、今後5年間で不法滞在者を半減させ、国民が安心して暮らすことができるようにするとともに、平穏かつ適法に滞在している多くの外国人に対する無用の警戒感を払拭することが必要とされている。

出入国管理行政としては、我が国が必要とする外国人の受入れを一層積極的に進めていくためにも、社会が外国人の受入れに抵抗感を持つこととなる不法滞在者を減少させ、外国人を受け入れやすい環境を作っていく必要があり、警察を始めとした関係機関との連携を従来以上に密にしつつ、不法滞在者の半減に向けた取組を強力に推進していく。

また、テロリストを入国させないための対策の強化が重要な課題となっており、平成16年12月の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において決定された「テロの未然防止に関する行動計画」も踏まえ、テロの未然防止を図るための一層強力な水際対策を推進していく。

(1) 水際対策の推進

水際対策は、単に我が国での不法滞在、不法就労を目的とする外国人だけでなく、テロリストや犯罪を目的とする外国人などの入国を水際で阻止するためにも必要であり、国際空港・港湾に設置された空港・港湾危機管理（担当）官等の関係機関とも連携しつつ、積極的に推進していく。

ア 厳格な上陸審査等の実施

不法滞在者を大幅に縮減するためには、不法滞在を目的とする外国人を我が国に来させないこと、入らせないことが必要である。このため、不法残留となった直前の時点での在留資格のうち70%を占める「短期滞在」のほか、「興行」、「就学」、「留学」、「研修」等不法残留者の発生が多い在留資格については、受入れ機関、出身国等を分析して特に厳格な上陸審査を実施するとともに、必要に応じて上陸許可要件を見直していく。さらに、在留資格認定証明書交付申請に係る審査において、実態調査を積極的に行う等厳格な審査を行っていく。

また、不法滞在を目的とする外国人を来日させないためには、外務省の査証審査業務との連携も不可欠である。

イ バイオメトリクスを活用した出入国審査の導入

テロリスト、過去に我が国から退去強制された外国人及び犯罪を犯した外国人を水際で確実に発見し排除するためには、従来から行っている偽変造文書対策を更に強化するとともに、バイオメトリクス（生体情報認証技術）の出入国審査への活用が有効と考えられる。

そこで、「テロの未然防止に関する行動計画」（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）に基づき、上陸審査時に外国人の顔画像及び指紋情報の取得を行うため、実施に当たっての諸留意点を整理した上、諸外国の動向等を踏まえつつ、法的整備を行っていくこととするなど、必要な準備を進めていく。また、査証申請時における申請者の指紋採取については、外務省において在外公館の体制や資機材の整備状況、諸外国の動向等を踏まえ、順次検討の上実施することとされており、実施される場合における上陸審査との連携について検討していく。

ウ その他の新たな手法の導入

外国を出発した航空機が我が国に到着する前に、航空会社が乗員・乗客の氏名等の情報を送信することにより、入管、税関、警察の保有する要注意人物リスト等との照合を自動的に行う事前旅客情報システム（APIS）を平成17年1月から導入しており、この活用等により、厳格な上陸審査を推進していくとともに、当面は航空会社の任意の参加により開始された同システムの運用状況等を踏まえつつ、義務化に向けた検討を行っていく。

さらに、1（3）アでも記載したとおり、セカンダリ審査（2次的審査）の導入や、プレクリアランス（事前確認）の実施等によりメリハリのきいた厳格な審査を確保し、また、外国の空港に派遣されたりエゾンオフィサー（連絡渉外官）と呼ばれる我が国の偽変造文書鑑識技術の専門職員が偽変造旅券等を見分けて航空会社職員が航空機への搭乗そのものを阻止したり、航空会社等に対して我が国に入る航空機等に搭乗しようとする外国人の旅券等の確認義務を課したりするなどの方策の導入を図っていく。加えて、ICPO（国際刑事警察機構）において構築が進められている紛失・盗難旅券に関する情報のリアルタイムな共有を可能にするデータベースの情報を入国審査の際に活用するための必要な準備を行っていくほか、関係府省の協議により認定されたテロリストの入国を阻止する等のための法的整備を行っていくなど、水際対策の実効性を高めていく。

（3）綿密な情報分析と関係機関と連携した強力な摘発

不法滞在者の半減のためには、既に我が国に不法滞在している外国人の退去強制を強力に実施していく必要がある。このため、不法滞在者に関する情報の収集及び収集した情報の綿密な分析を行い、その上で全国の主要な繁華街等不法滞在者が集中する地域での摘発を強化するとともに、警察等関係機関との合同摘発の恒常化を図り、入国目的を偽るなどして我が国に不法に滞在する外国人が長期に不法就労することが困難な環境を作り、我が国での不法滞在は割に合わないという認識を浸透させていく。

また、不法滞在者の数を減らすための摘発と同時に、これらの不法滞在を助長する環境を改善するため、警察等と連携して不法就労助長罪による悪質な雇用主やブローカー等の摘発を積極的に推進していくとともに、不法就労あっせんブローカーや偽造旅券、偽造外国人登録証明書等の作成・販売ブローカーなど、不法滞在者の我が国における滞在を容易にする者の摘発も強化していく。

（4）収容施設の活用と早期送還の実施

不法滞在者を半減させるためには、摘発を大幅に強化する等して我が国から退去強制する外国人を相当数増加させる必要がある。そのためには、十分な収容能力の確保と迅速な送還が不可欠である。そこで、収容施設の整備を引き続き行い、収容能力を強化していく。また、送還を迅速かつ確実に行うため、関係各国への働き掛けを強化して旅券等不法滞在者の帰国用渡航文書の発給の円滑化・迅速化を図っていくほか、航空会社に対する協力要請を強化していく。さらに、空港支局においては、円滑な送還を実現するため、送還基地としての機能を強化していく。

（5）効率的な退去強制手続及び違反抑止のための制度の見直し

限られた体制で不法滞在者対策を推進していくためには、効果的・効率的に退去強制手続を進めるための制度の見直しも必要である。

そのような意味においても、退去強制事由の追加や罰則の見直しだけでなく、出国命令制度の創設の意義は大きく、同制度の活用により既に我が国に潜在している不法滞在者の自主的な出頭を促していく。不法滞在者の摘発においては、警察との恒常的な摘発を強力に推進するとともに、入管法第65条を活用するなどして、刑事手続から早期に退去強制手続へ移行させることによって効率的な退去強制手続を進めるとともに、いわゆるリピーター等の悪質な不法滞在者に対しては、警察等に関係罰則の厳正な適用を要請する。

また、本邦での在留を希望して出頭する不法滞在者については、そのほとんどは違反事実を争うものではないにもかかわらず、現行法の規定では違反調査の後、違反審査、口頭審理及び法務大臣の裁決までのいわゆる三審制の手続を踏むことが求められており、行政側、出頭した不法滞在者側の双方にとって大きな負担となっていることから、違反事実を争わず在留特別許可を求める案件については、手続を簡素化する措置を検討していく。

さらに、在留実態に問題がなく、単に失念により在留期間を過ぎて不法残留状態になってしまった外国人について、現行法では在留期間更新等の申請を受領することができないため、退去強制手続を執った上で在留特別許可を与えるしか正規在留者に戻す方法がないところ、これが行政側、結果として不法滞在となった外国人の双方にとって大きな負担となっていることから、不法残留期間が短く、在留実態に問題がない案件については、上記の三審制の見直しと併せて、何らかの救済措置を検討していく。

他方、迅速な退去強制を強力に推進するため、送還費用の本人負担の法令上の原則化に加え、関係国や航空会社等との協力の強化を通じた帰国用旅行文書の速やかな発給や送還便の確保等による送還促進の枠組みの構築なども検討していく。

このほか、不法滞在を助長する環境を改善し、違反を抑止するため、ブローカーや雇用主の摘発を強化するだけでなく、関係機関とも連携して、雇用主等に対し外国人の身分事項、在留資格の確認を要請し、必要に応じてその制度化も検討していく。

(6) 法違反者の状況に配慮した取扱い

ア 我が国社会とのつながりを踏まえた対応

不法滞在者の大幅な縮減は出入国管理行政に課せられた喫緊の課題であるが、一方で、法違反者であっても、日本人との身分関係を有するなど人道的な観点から配慮を要する外国人も存在する。

我が国は、新たな不法滞在者の流入及び不法滞在の長期化を誘発するいわゆるアムネステイ政策は採っていないが、従来から、我が国社会とのつながりが深く、退去強制することが人道的な観点から問題が大きい場合には、在留を特別に許可してきている。今後とも、不法滞在者に及ぼす影響等に十分配慮しつつ、日本人、永住者等と身分関係を有するなど、我が国社会とのつながりが十分に密接と認められる不法滞在者に対しては、人道的な観点を十分に考慮し、適切に対応していく。

また、在留特別許可の許否の判断は、法務大臣の広範な裁量によるものであり、個々の事案ごとに諸事情を総合的に考慮して決定するものであることから、明確な基準を策定することは困難であるが、在留特別許可に係る透明性を高めるため、既に公表している在留特別許可の事例をより充実させ、さらに、他の不法滞在者に及ぼす影響等に十分配慮しつつ、在留を特別に許可する際のガイドラインについて、その策定の適否も含めて、今後検討していく。

イ 人身取引等の被害者への配慮

人身取引は、重大な人権侵害である。不法滞在となった原因が人身取引によるものであった場合は、これまでも、退去強制手続に当たる職員は人権、心情に配慮した適切な対応を行ってきたほか、被害者である不法滞在者が引き続き本邦での在留を希望する場合には、法違反となった経緯、在留を希望する理由、在留状況等を総合的に考慮して、在留特別許可の可否について決定してきたところである。今後は、その保護を一層充実し、确实なものとしていくため、人身取引の結果として売春に従事させられるなどしていた外国人に対する上陸拒否事由や退去強制事由の見直し等を行っていく。また、「興行」の在留資格については、予定されていた興行活動を行わず風俗営業店等においてホステス等として不法就労している外国人が相当数存在し、中には客との同伴や売春を強制されるなど、近年国際的な問題となっている人身取引の被害に遭っている外国人も見られることから、こうした状況の適正化を図り、「興行」が人身取引に悪用されないための見直しを行っていく。さらに、被害者の水際における発見のための対策も強化していく。人身取引問題への対応に当たっては、内外の関係機関との連携を強化していく。

配偶者からの暴力も重大な人権侵害であり、「日本人の配偶者等」の在留資格を有する外国人が配偶者からの暴力により別居又は離婚した場合であっても、引き続き在留を希望する場合には、在留状況、生活能力等を総合的に勘案して以後の在留の可否を判断する取扱いを継続していく。併せて、配偶者からの暴力を受けたことに伴い、在留期間内に所要の申請を行うことができないなどの事情で不法滞在に至った場合についても、その状況等を総合的に考慮して在留特別許可の判断を行っていく。

3 その他の主要な課題

(1) 出入国管理体制の整備

今後、本計画に記載した事項を着実に実施し、我が国が歓迎すべき外国人の受入れを一層積極的かつ円滑に進めるとともに、不法就労等を企図する外国人を確実に排除するためのチェック体制の強化を図ることを通じて国内外の要請に応え、我が国の一層の発展に貢献していくためにも、出入国管理体制の整備を継続的に進めていく。

この際には、出入国管理に関する情報を一元的に集約、分析し、上陸審査、在留審査、不法滞在者の摘発などあらゆる分野でそれらの情報をいかしていくことにより、円滑化と厳格化を両立させる情報活用を図っていく。

(2) 新たな難民認定制度の適正な運用

難民認定制度については、難民審査参与員制度の新設等を内容とする制度の見直しが行われた。今後、新たな制度を円滑かつ適正に運用し、難民を偽装する外国人を排除しつつ、真の難民を確実に庇護して国際社会における責任を果たしていく。

また、難民認定申請を迅速・適切に処理していくためには、難民調査に係る体制の整備や調査技術の向上等のための研修の充実に加えて、情報、とりわけ出身国情報の蓄積が不可欠であり、関係機関との積極的な情報交換に努めるとともに蓄積した情報を調査に活用していく。

7 地方入国管理官署所在地一覧表

(平成18年7月1日現在)

(入国者収容所)

センター	所在地	電話番号・FAX
入国者収容所 東日本入国管理センター	300-1288 茨城県牛久市久野町1766	029-875-1291 FAX029-830-9010
入国者収容所 西日本入国管理センター	567-8550 大阪府茨木市郡山1-11-1	072-641-8152 FAX072-640-2454
入国者収容所 大村入国管理センター	856-0817 長崎県大村市古賀島町644-3	0957-52-2121 FAX0957-27-3070

(地方入国管理局)

本局・支局	出張所等	所在地	電話番号・FAX
札幌入国管理局		060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎	011-261-7502 FAX011-281-0631
	函館港出張所	040-0061 北海道函館市海岸町24-4 函館港湾合同庁舎	0138-41-6922 FAX0138-41-6929
	小樽港出張所	047-0007 北海道小樽市港町5-3 小樽港湾合同庁舎	0134-33-9238 FAX0134-33-9239
	釧路港出張所	085-0022 北海道釧路市南浜町5-9 釧路港湾合同庁舎	0154-22-2430 FAX0154-24-7409
	稚内港出張所	097-0023 北海道稚内市開運2-2-1 稚内港湾合同庁舎	0162-23-3269 FAX0162-23-2094
	千歳苫小牧出張所	066-0012 北海道千歳市美美 新千歳空港国際線旅客ターミナルビル	0123-24-6439 FAX0123-45-2067

本局・支局	出張所等	所在地	電話番号・FAX
仙台入国管理局		983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎	022-256-6076 FAX022-298-9102
	青森出張所	030-0861 青森県青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎	017-777-2939 FAX017-777-2963
	盛岡出張所	020-0024 岩手県盛岡市菜園1-4-10 第2産業会館	019-621-1206 FAX019-621-1207
	仙台空港出張所	989-2401 宮城県名取市下増田字南原 仙台空港旅客ターミナルビル	022-383-4545 FAX022-383-1914
	秋田出張所	010-0976 秋田県秋田市八橋南2-10-16 秋田県JAビル	018-895-5221 FAX018-895-5223
	酒田港出張所	998-0036 山形県酒田市船場町2-5-43 酒田港湾合同庁舎	0234-22-2746 FAX0234-22-2824
	郡山出張所	963-8024 福島県郡山市朝日2-22-7	024-936-3231 FAX024-936-3229

本局・支局	出張所等	所在地	電話番号・FAX
東京入国管理局		108-8255 東京都港区港南5-5-30	03-5796-7111 FAX03-5796-7125
	水戸出張所	310-0803 茨城県水戸市城南2-9-12 第3プリンスビル	029-300-3601 FAX029-300-3605
	宇都宮出張所	320-0033 栃木県宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル	028-600-7750 FAX028-600-7751
	高崎出張所	370-0826 群馬県高崎市連雀町81 日本生命高崎ビル	027-328-1154 FAX027-324-3122
	さいたま出張所	338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2-3-4 アルーサA館	048-851-9671 FAX048-851-9685

千葉出張所	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティーセンター	043-242-6597 FAX043-247-5199
羽田空港出張所	144-0041	東京都大田区羽田空港3-4-4 国際線旅客ターミナルビル	03-5756-4852 FAX03-5756-4854
新宿出張所		業務上の都合により公表していません。	(東京入国管理局) 03-5796-7111 FAX03-5155-0492
立川出張所	186-0001	東京都国立市北3-31-2 立川法務総合庁舎	042-528-7179 FAX042-528-7178
新潟出張所	950-0001	新潟県新潟市松浜町3710 新潟空港ターミナルビル	025-275-4735 FAX025-275-4848
甲府出張所	400-0031	山梨県甲府市丸の内2-14-13 ダイタビル	055-221-0206 FAX055-221-0631
長野出張所	380-0846	長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎	026-232-3317 FAX026-232-3422
成田空港支局	282-0004	千葉県成田市古込字古込1-1 成田国際空港第2旅客ターミナルビル	0476-34-2222 FAX0476-30-1475
横浜支局	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町37-9 横浜地方合同庁舎	045-661-5110 FAX045-640-1800
川崎出張所	215-0021	神奈川県川崎市麻生区上麻生1-3-14 川崎西合同庁舎	044-965-0012 FAX044-965-0014
小笠原総合事務所	100-2101	東京都小笠原村父島字東町152	04998-2-2102 FAX04998-2-3357

本局・支局	出張所等	所在地	電話番号・FAX
名古屋入国管理局		460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1 名古屋法務合同庁舎	052-955-0927 FAX052-968-2720
	丸の内分室	460-8582 愛知県名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル	052-223-7574 FAX052-223-7235
	富山出張所	939-8252 富山県富山市秋ヶ島30 富山空港国内線ターミナルビル	076-495-1580 FAX076-495-1581
	金沢出張所	920-0024 石川県金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076-222-2450 FAX076-233-8387
	福井出張所	910-0019 福井県福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776-28-2101 FAX0776-28-2144
	岐阜出張所	500-8429 岐阜県岐阜市加納清水町3-8-1 日本泉ビル	058-268-7050 FAX058-268-7052
	静岡出張所	420-0858 静岡県静岡市葵区伝馬町9-4 abcプラザビル	054-653-5571 FAX054-653-5573
	浜松出張所	432-8043 静岡県浜松市浅田町81-6	053-458-6496 FAX053-459-0465
	豊橋港出張所	441-8075 愛知県豊橋市神野ふ頭町3-11 豊橋港湾合同庁舎	0532-32-6567 FAX0532-34-1931
	四日市港出張所	510-0051 三重県四日市市千歳町5-1 四日市港湾合同庁舎	0593-52-5695 FAX0593-59-2091
	中部空港支局	479-0881 愛知県常滑市セントレア1-1 CIQ棟内	0569-38-7410 FAX0569-38-7430

本局・支局	出張所等	所在地	電話番号・FAX
大阪入国管理局		540-0012 大阪府大阪市中央区谷町2-1-17 大阪第2法務合同庁舎	06-6941-0771 FAX06-6910-3047
	茨木分室 (違反関係)	567-0071 大阪府茨木市郡山1-11-1 茨木法務合同庁舎	072-641-3052 FAX072-640-3075
	大津出張所	520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-10 滋賀ビル	077-511-4231 FAX077-524-8903
	京都出張所	606-8395 京都府京都市左京区丸太町川端東入ル 東丸太町34-12 京都第2地方合同庁舎	075-752-5997 FAX075-762-2121
	舞鶴港出張所	624-0946 京都府舞鶴市字下福井901 舞鶴港湾合同庁舎	0773-75-1149 FAX0773-75-7142
	大阪港出張所	552-0021 大阪府大阪市港区築港4-10-3 大阪港湾合同庁舎	06-6571-0773 FAX06-6573-3381
	天王寺出張所	543-0074 大阪府大阪市天王寺区六万體町1-9	06-6774-3413 FAX06-6774-0571
	奈良出張所	630-8305 奈良県奈良市東紀寺町3-4-1 奈良第2法務総合庁舎	0742-23-6501 FAX0742-23-6602
	和歌山出張所	640-8287 和歌山県和歌山市築港6-22-2 和歌山港湾合同庁舎	073-422-8778 FAX073-422-8779
関西空港支局	549-0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1	0724-55-1453 FAX0724-55-1465	
神戸支局	650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通り29 神戸地方合同庁舎	078-391-6377 FAX078-325-2097	
	姫路港出張所	672-8063 兵庫県姫路市飾磨区須加294-1 姫路港湾合同庁舎	0792-35-4688 FAX0792-35-3375

本局・支局	出張所等	所在地	電話番号・FAX
広島入国管理局		730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館	082-221-4411 FAX082-502-3193
	境港出張所	684-0034 鳥取県境港市昭和町 9 境港港湾合同庁舎	0859-42-3628 FAX0859-42-5020
	松江出張所	690-0841 島根県松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852-21-3834 FAX0852-27-5864
	岡山出張所	700-0907 岡山県岡山市下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎	086-234-3531 FAX086-224-9030
	福山港出張所	721-0962 広島県福山市東手城町 2-18-3 福山港湾合同庁舎	084-941-1969 FAX084-943-0654
	広島空港出張所	729-0416 広島県三原市本郷町善入寺平岩 64-31	0848-86-8015 FAX0848-86-8016
	下関出張所	750-0009 山口県下関市上田中町 8-2-1 下関地方法務合同庁舎	0832-23-1431 FAX0832-31-2091
	周南出張所	745-0045 山口県周南市徳山港町 6-35 徳山港湾合同庁舎	0834-21-1329 FAX0834-22-0991

本局・支局	出張所等	所在地	電話番号・FAX
高松入国管理局		760-0033 香川県高松市丸の内 1-1 高松法務合同庁舎	087-822-5852 FAX087-826-1341
	小松島港出張所	773-0001 徳島県小松島市小松島町外開 1-11 小松島みなと合同庁舎	08853-2-1530 FAX08853-3-0672
	松山出張所	790-8522 愛媛県松山市宮田町188-6 松山地方合同庁舎	089-932-0895 FAX089-932-0876
	高知港出張所	780-8010 高知県高知市棧橋通り 5-4-55 高知港湾合同庁舎	088-832-5431 FAX088-831-6529

本局・支局	出張所等	所在地	電話番号・FAX
福岡入国管理局		812-0003 福岡県福岡市博多区下白井778-1 福岡空港国内線第3ターミナルビル	092-623-2400 FAX092-626-5204
	北九州出張所	803-0813 福岡県北九州市小倉北区城内5-3 小倉合同庁舎	093-582-6915 FAX093-582-5935
	博多港出張所	812-0031 福岡県福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎	092-262-2373 FAX092-262-2357
	福岡空港出張所	816-0051 福岡県福岡市博多区大字青木739 福岡空港国際線ターミナルビル	092-477-0121 FAX092-477-7878
	佐賀出張所	840-0801 佐賀県佐賀市駅前中央1-9-45 三井生命佐賀駅前ビル	0952-27-1606 FAX0952-22-7970
	長崎出張所	850-0921 長崎県長崎市松ヶ枝町7-29 長崎港湾合同庁舎	095-822-5289 FAX095-828-3871
	対馬出張所	817-0016 長崎県対馬市厳原町東里341-42 厳原地方合同庁舎	0920-52-0432 FAX0920-52-6517
	熊本出張所	862-0971 熊本県熊本市大江3-1-53 熊本第2合同庁舎	096-362-1721 FAX096-363-5431
	大分出張所	870-0037 大分県大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル	097-536-5006 FAX097-536-5030
	宮崎出張所	880-0912 宮崎県宮崎市赤江宮崎空港内宮崎空港 ビル東別館	0985-51-2226 FAX0985-51-2225
鹿児島出張所	892-0822 鹿児島県鹿児島市泉町18-2-40 鹿児島港湾合同庁舎	099-222-5658 FAX099-226-3218	

那覇支局	900-0022	沖縄県那覇市樋川 1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	098-832-4185 FAX098-834-6411
那覇空港出張所	901-0142	沖縄県那覇市鏡水174 那覇国際線ターミナルビル	098-857-0053 FAX098-857-6657
石垣港出張所	907-0013	沖縄県石垣市浜崎町 1-1-8 石垣港湾合同庁舎	0980-82-2333 FAX0980-83-4301
嘉手納出張所	904-0004	沖縄県沖縄市中央 1-22-12	098-938-1177 FAX098-934-2059
宮古島出張所	906-0012	沖縄県宮古島市平良字西里 7-21 平良港湾合同庁舎	0980-72-3440 FAX0980-73-4179

(外国人在留総合インフォメーションセンター)

所在地	電話番号・FAX
983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-20	022-298-9014
108-8255 東京都港区港南 5-5-30	03-5796-7112
231-0023 神奈川県横浜市中区山下町37-9	045-651-2851~2
460-8582 愛知県名古屋市中区錦 2-2-13 名古屋センタービル	052-223-7336~7
540-0021 大阪府大阪府中央区谷町 2-1-17	06-6941-3701~2
650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通り29	078-326-5141
730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 6-30	082-502-6060
812-0003 福岡県福岡市博多区下臼井778-1 福岡空港国内線第3ターミナルビル	092-626-5100

出入国管理

(平成18年版)

平成18年〇月〇日発行

法務省入国管理局

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1